

目次	
巻頭言	2
野村さんを偲んで	3
I.2022 年度事業報告	8
1.ぎふNPOセンターの運営に関する報告	9
2.ぎふNPOセンターの事業に関する報告	
(1)「地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携」に関する事業	11
1) 社会包摂関連事業	12
①岐阜県女性のつながりサポート支援事業	
②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業	
2) 関連事業	23
①NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業	
②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務	
③ぎふ学生ボランティア情報提供事業	
④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業	
⑤美濃加茂市自治会のあり方検討会議運営支援事業	
および美濃加茂市自治会への依頼事項見直し支援事業	
⑥政策提言事業	
(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業	31
①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	
②調査・研究・提案事業	
③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業	
④「みんなの勉強会」開催事業	
⑤専門相談・講師等派遣事業	
⑥生涯学習情報提供事業	
⑦災害時専門ボランティア受け入れ推進事業	
⑧社会福祉振興助成事業(WAM 助成)オンライン募集説明会	
⑨岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	
⑩NPOの活動拠点等提供事業	
⑪ぎふNPOセンターブックレット普及事業	
II.2022 年度決算報告	53
III.2023 年度事業計画	61
1.ぎふNPOセンターの運営に関する計画	62
2.ぎふNPOセンターの事業に関する計画	
(1)2023 年度事業計画	63
(2)2023 年度の特筆すべき事業	65
IV.2023 年度活動予算	67
設立趣旨及び定款	72

2022 年度報告書 巻頭言

特定非営利活動促進法（以下、NPO 法）が 1998 年 12 月に施行されてから 2023 年で 25 年が経つ。NPO 法人数は全国で 5 万を超えるまでになった。

しかし、2017 年末時点で全国 51,798 法人、岐阜県内 783 法人だったのをピークに NPO 法人数の増加傾向は止まっており、近年はむしろ若干減少しつつある。この傾向は、全国、岐阜県内いずれでもほぼ同じである。

NPO 法人数が微減となっているのは、新たに NPO 法人の認証を取得する数が減る一方、NPO 法人の解散数が増え、2018 年ごろから解散数が新規認証数を上回るようになったためである。

NPO 法人の解散が増えているのは、主に担い手の高齢化である。一部の法人では世代交代が進む一方、解散を選択する NPO 法人もある。世代交代をすることを想定していても後継者となる人材の確保・育成が難しかったり、そもそも世代交代を想定していなかったり、NPO 法人は会員の高齢化とともに解散することを選択している

NPO 法人数は増えていないが、社会的な課題への取り組みは増えている。例えば、ソーシャルビジネスに取り組む事業体は、NPO 法人だけでなく、一般社団法人や営利法人、地縁団体など任意団体など多様化している。事業の形態もソーシャルビジネスなど多様化している。

今後も、NPO 法人をはじめ、地縁団体、一般社団法人や営利法人も含めた様々な事業体による、社会的課題の解決への取り組みが社会に広がっていくことが大切である。その起点として NPO 法人の取り組み経験を踏まえ、支援をしていきたい。



2023 年 9 月

特定非営利活動法人 りふ N P O センター
理事長 市来 圭

野村さんを偲んで



野村 典博さん

2009 年より、NPO 法人ぎふ NPO センター理事(副理事長)

2016 年より、NPO 法人ぎふ NPO センター理事長

2018 年より、認定 NPO 法人ぎふハチドリ基金副理事長

2022 年 11 月 ご逝去

2023 年 7 月 令和 5 年度岐阜市政市民活動功労 受賞

NPO 活動を通じ、環境保全活動や環境教育の支援、小水力発電や木質バイオマスなどの自然エネルギーの普及活動、住民主体のまちづくり等に取り組む。

NPO 法人森と水辺の技術研究会 理事長(2004 年より) NPO 法人地域再生機構 副理事長(2006 年より)

- ・岐阜県環境教育コーディネーター
- ・岐阜市住民自治推進審議会 委員
- ・岐阜市市民活動支援事業審査員
- ・岐阜市市民参画賞審査委員
- ・岐阜市自然環境保全推進委員会 委員
- ・岐阜大学地域協学センター 地域コーディネーター
- ・環境省中部地方環境事務所 協働コーディネーター 等として活動した。



野村さん

亡くなられてから、もう 1 年も経つんですね。ご自宅で倒れられたとの一報から再会できることを祈っていましたが、かなうことなくお別れをすることとなり大変残念でした。

野村さんは橋や道路などの土木設計が専門の技術コンサルタントとして培われてきた知識と経験を、仕事だけでなく、より広く社会に還元したいとの思いから、同・異業種の仲間と NPO 法人森と水辺の技術研究会を立ち上げられました。

この「公共心」こそ、私自身が見習いたいと思い、野村さんとこれまで長年、様々な機会と一緒に議論したり、活動してきた原点です。また、それをほかの多くの方も感じられたからこそ、野村さんは NPO だけでなく、行政、企業の方々に頼りにされ、様々な分野で存分に活躍されてこられたのだと思います。

まだこれからというタイミングで残念ではありますが、今後も野村さんの「公共心」を見習っていききたいと思います。これからも我々の活動を見守ってください。

理事長 市来 圭



野村さんと初めてお会いしたのは 20 年以上前のことですね。今の僕が当時の僕に会ったとしたら、きっと「生意気な若造」だと思うことでしょう。ひょっとしたら野村さんもそう感じられていたかもしれませんが、振り返って考えると僕や僕が取り組もうとしている事柄がうまく進むよう、そして僕自身がそれに気づくことができるよう、うまく誘導されていたような気がします。

その点では「ぎふ NPO センターのスタッフに」とお声がけいただいたときも同じでしたね。僕は僕なりに考えながら頑張ってきましたし、今でも頑張っているつもりではありますが、野村さんはちゃんと先を見越して（さりげなく）行き先を示してくれていたのではないかと感じることがあります。もう少しの間、そんな関係性を保ちながら多くの活動に取り組みつつ野村さんとも向き合っていくたかったな、というのが正直なところです。今でも、そんな風に悩んでいる僕たちをどこかから見つめながら、あの何とも言えない笑顔を浮かべているのではないのでしょうか。

野村さんに再開できたら「頑張ったね」と言ってもらいたい。そんな思いを抱きつつ、これからも日々に向き合っていきます。

理事・事務局長 野尻 智周





野村さんのなくなった理事会は、まさに、ぽっかりと穴が空いてしまったような感じです。野村さんは、ご自身の現場での長い活動から、地に足の着いた考えができた上に、しっかりと、社会の仕組みを変えることを考えられる人でした。

野村さんとは、ぎふ NPO センターを通して、さまざまな活動にご一緒させていただきましたが、特に地域コミュニティ支援についてたくさんお話しして、一緒に事業を実施させていただきました。その時にも、地域の一人ひとりの立場となり、制度の問題点を指摘されていたことが印象に残っています。

野村さんともっともっと岐阜の地域を良くするための方法を語り合いたかったです。

野村さんの意思を継いで、みんなで取り組んでいきます。ありがとうございました。

副理事長 北村 隆幸



野村さん、あまりに急なことでした。回復されるものとはばかり思っていたのですが、訃報を聞いた時には、「何てこった! 野村さん!」と愕然としました。

ご一緒するようになったのは、もう何年も前のこと。何度も何度もお会いしてたのに、じっくりとお話をする機会も持てないまま、お別れすることになってしまいました。

きっと、お互いに忙しかったのでしょう。活動する分野が違ったこともありました。その活動分野も、だんだんと近づき、ようやく重なり合うことが見えてきた矢先でした。これからは、もっと近くで活動することも増えてきたはずでした。もう少し、ご一緒したかった。どう考えても、返す返す残念なことです。

別れは、世の常。ご家族も、仲間のみんなも今、寂しさをいっぱい抱えています。

野村さん、それでもあなたは今でも私たちの胸の中に共にいます。

これまで、大変にお世話になり、ありがとうございました。さようなら。

副理事長 中川 健史



野村さん! 見守ってくださいね。

それは突然にやってきました。お聞きした時は…びっくりしました。

えっ!! 野村さん、私より先に行かないでほしかった…順番守ってほしかった。

防災、災害、住民自治、地域づくり、市民協働、SDGs…多分野にわたって専門性が高い人だったのに、おごらず、わかりやすく諭すように教えてくださる人でした。

でも、悲しんでばかりいないで、残された我々は、野村さんの果たしたかったこと等に関して、なんとか、果たせるよう、微力ながら頑張ろうと決意しているところです。

見守ってくださいね。

専務理事 原 美智子





2022 年 10 月、電話で「ぎふハチドリ基金に田口福寿会助成金の決定通知が届きました」と報告して、「良かったね！ありがたいね！」と喜んでいただいたのが最後の会話になってしまいました。もうお会いできないということが、未だに信じられません。

いつも穏やかで、「環境」や「地域」を語るときは熱くなった野村さん。事業の悩みや不安、グチも聞いてくださって、的確な助言や後押しをしてくださいました。

もっとお話を聞きたかったな。淋しいですが、野村さんの思いに応えられるよう頑張ります。

理事 山田 朋子



「流域思考」と「地域のお作法」。時折、野村さんとお目にかかる、いつも、この二つについて話していました。

地域単位として日本社会では合理性を持つと考えられてきた流域間のつながりを、歴史的に見るだけではなく、広くアジアモンスーン地帯の共通項として捉えること。地域コミュニティの合意形成や、人の行き交いを考える時に、「地域のお作法」理解が不可欠であること。

野村さんとの交歓・交感、揖斐川流域での地域づくりに留まらず、国際協力を志向する人たちの学習・研鑽の場でも大きく生きています。野村さんの教えに感謝しながら、微力ですが、その教えを引き継いでいけたらと思っています。

理事 神田 浩史



突然の訃報を聞いたのは、折しも自分がコロナにかかって自宅療養をしている時でした。お悔やみに行けなかった事が本当に心残りです。

野村さんとは NPO センターの理事になってからいろいろお話しするようになりましたが、実は平成 17 年頃に大垣市が近隣市町との合併を模索する中で開催された市民ワークショップでご一緒したのが最初でした。広い視野でまちづくりや環境問題に取り組んでおられて、ちょうど我々も法人化したばかりだった、いろいろな視点で学ばせていただきました。

これからも精一杯活動を続けていきますので、見守ってください。

理事 梶浦 良子





野村さんとは大抵、喫煙室でしたね。

ぎふ NPO センターの理事になってしばらくは、関わる分野が違ったこともあってあまりお話をすることもなかったのですが、生活困窮者支援の関連事業をどうしていくべきか一緒に悩むことも多くなって、色々相談させてもらいました。そのうちいろんな話をすることも増えて、社会的なこと、理想について熱いことを話すこともあれば、愚痴も言い合えました。

あまりにも突然のお知らせであったので、未だに、来週くらいに次の打ち合わせができそうに感じてしまいます。とっても残念です。

理事 有田 朗



直接お会いした機会は片手で数えられるほどですが、その度に温かい言葉をかけていただきました。元々同じ業界にいたこともあり、いつか仕事でご一緒させていただく機会があるかもと楽しみにしていたので、あまりにも早いご逝去が只々残念です。

野村さんが様々な分野での活動を通じて育んだ膨大な遺産のうち、私が知っている範囲はごく一部に過ぎず、恐縮の限りです。

歴史を記録し、後に継いでいく必要があると感じます。

理事 小池 達也



野村さん、不景気とコロナで大変な時期に NPO センターを守ってくださいました。

静かでおとなしいけど、筋の通った強い人というイメージでした。

もっとゆっくりお話しして、色々教えて頂きたかったです。ゆっくりお休みください。

監事 各務 克郎



ぎふ NPO センターの事務局に来てくれては、地域や社会の出来事、ぎふ NPO センターが果たす役割について、前向きな言葉で語ってくれました。それだけでなく、畑で育てている野菜のことや美味しい中華料理屋の話など、色んなことを聞かせてもらいました。

また、事務局スタッフの活動に関する話を面白がって聞いてくれ、地域や社会で感じるモヤモヤを伝えれば課題の背景を説明してくれ、グチをこぼせば宥めてくれました。

まだまだ教えて欲しいことがあり、聞いて欲しい話がたくさんありました。一緒に取り組めないことは本当に残念ですが、野村さんの伝えてくれた「善意」を継いで、これからも活動していきたいと思います。ありがとうございました。

ぎふ NPO センター 事務局



特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

I.2022 年度 事業報告

1. 2022 年ぎふ N P O センターの運営に関する報告

1. 通常総会

開催日時： 2022 年 6 月 5 日(日)

会 場： OKB ふれあい会館 410 会議室およびオンライン

2. 理事会

第 1 回	2022 年	6 月 5 日	第 8 回	1 月 9 日
第 2 回		7 月 11 日	第 9 回	2 月 13 日
第 3 回		8 月 8 日	第 10 回	3 月 13 日
第 4 回		9 月 12 日	第 11 回	4 月 10 日
第 5 回		10 月 10 日	第 12 回	5 月 8 日
第 6 回		11 月 14 日	第 13 回	6 月 12 日
第 7 回		12 月 12 日		

3. 役員・フェロー (五十音順)

理事	野村 典博(理事長)(～11 月) 市来 圭(理事長)(1 月～) 北村 隆幸、中川 健史、(副理事長) 原 美智子(専務理事) 浅野 芳治、有田 朗、神田 浩史、梶浦 良子 野尻 智周、山田 朋子
監事	各務 克郎
フェロー	岩間 誠、大澤 泰一、岸 智津子、駒宮 博男 徳村 稔、中嶋 幸雄、林 宏澄、廣瀬 康之、 渡辺 成洋、和田 信明
常勤役員	野尻 智周
常勤職員	池戸 美子、笠原 聡太郎、 橋口紗那恵(育休から復帰、9 月～)

4. 事務局体制 (五十音順)

5. 会員数 (2023 年 3 月末現在)

95 個人・団体： 正 会 員 19 人
 団体会員 60 団体
 賛助会員 16 人

(参考) 前年度会員数

97 個人・団体：正会員 20 人、団体会員 61 団体、賛助会員 16 人

6. 情報発信

・ 助成金情報およびイベント情報等に関する情報提供

対象：当センター会員、県内NPO、その他情報提供希望者、等
内容：法人運営に関する重要な情報、イベント情報、助成金情報、等
頻度：随時

・ ぎふNPOセンター ホームページ

<http://gifu-npocenter.org/>

・ ぎふNPOセンター フェイスブック

<https://www.facebook.com/gifu.npocenter>

2. 2022 年ぎふNPOセンターの事業に関する報告

(1)「地域再生と自立（自律・自率）、より広い社会との連携」に関する事業の報告

1) 社会包摂関連事業

- ①岐阜県女性のつながりサポート支援事業
- ②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業

2) 関連事業

- ①NPO 法人ぎふハチドリ基金運営支援事業
- ②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務
- ③ぎふ学生ボランティア情報提供事業
- ④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業
- ⑤美濃加茂市自治会のあり方検討会議運営支援事業
および美濃加茂市自治会への依頼事項見直し支援事業
- ⑥政策提言事業

1) 社会包摂関連事業

① 岐阜県女性のつながりサポート支援事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍の現在、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

事業の目的 新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べ、コロナ禍で社会との絆・つながりが薄くなったことにより、不安を抱える女性や、支援が届いていない女性に対し、NPO法人および任意団体（以下「NPO等」という）の知見を活用したきめ細かい支援事業を実施する。

事業の概要 2021 年度から引き続き実施している同事業では、7 団体による訪問支援と、16 団体による居場所の提供が行われた。協力団体および支援回数等は以下の通りである。

(訪問支援)		(居場所の提供)			
団体名	圏域	団体名	圏域	団体名	圏域
(特非) 手をつなぐ女たちの会	中濃	(特非) 手をつなぐ女たちの会	中濃	(特非) 泉京・垂井	西濃
(特非) つむぎの森	岐阜	(特非) つむぎの森	岐阜	あしたの支援室	西濃
(特非) キッズスクエア瑞穂	岐阜	(一社) よりそいネットワークぎふ	中濃、西濃	(一社) 日本少子化対策ネットワーク	岐阜、中濃
(特非) フードバンクぎふ	西濃、岐阜	地域たすけあいの会	中濃	(特非) Mama's Cafe	東濃
(一社) 日本少子化対策ネットワーク	中濃	(特非) おとなのキャリア支援室	岐阜	(一社) セカンドベース東濃	東濃
(特非) ぎふ多胎ネット	全域	(特非) えん	岐阜	(特非) ぎふ多胎ネット	全域
(特非) 飛騨高山わらべうたの会	飛騨	(特非) ままプラザほっと	岐阜	(特非) まちづくりスポット	飛騨
		(特非) フードバンクぎふ	西濃	(特非) 飛騨高山わらべうたの会	飛騨

令和4年度 岐阜県女性のつながりサポート支援事業運営業務 月次実績報告(3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支援実績(人数)	86	332	354	292	335	330	398	382	439	377	366	231
ネット申請による配布	18	37	34	21	28	18	20	27	12	9	28	13
窓口相談	0	0	3	1	1	2	1	2	24	0	0	0
訪問支援	27	48	39	41	30	58	45	85	101	97	72	84
居場所の提供(人数)	41	247	278	229	276	252	332	268	302	271	266	134

また、支援を行った場合に原則としてフォームへの入力を実施することとなっており、フォームへの入力は以下のように行われている。

- ・ ネット申請 265 件（ネットでの生理用品の申請）
- ・ 居場所の提供 879 件（継続支援者は 1,497 件、延べ 2,376 件）
- ・ 訪問支援 210 件（継続支援者は 489 件、延べ 699 件）
- ・ 窓口相談 30 件（継続支援者は 4 件、延べ 34 件）
- 合 計 1,384 件（継続支援者は 1,990 件、延べ 3,374 件）

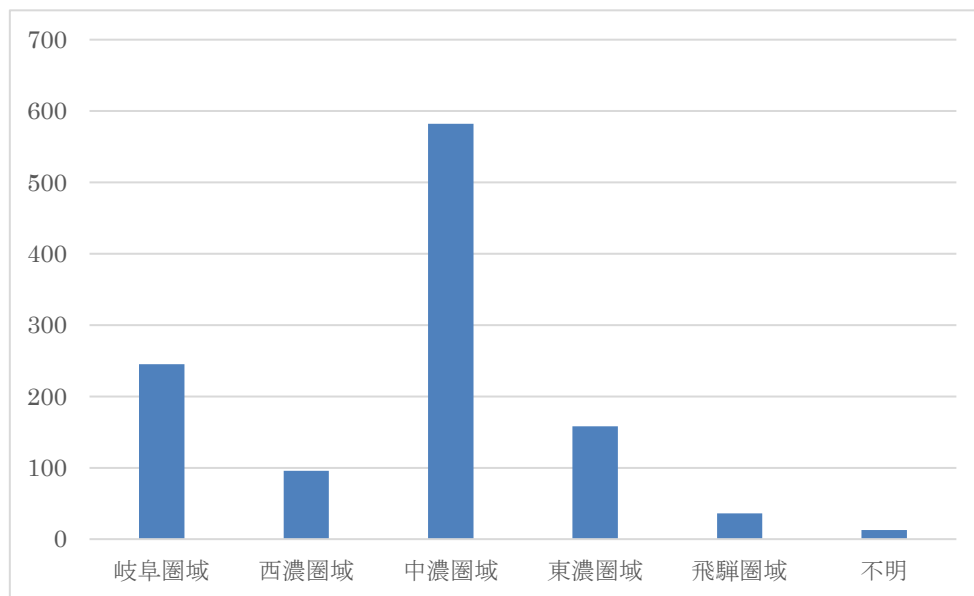
※以下に示すグラフ中の用語等補足：「n」は各項目における回答数を示す

「SA」は単一の回答を求める質問を示す

「MA」は回答の複数選択が可能な質問を示す

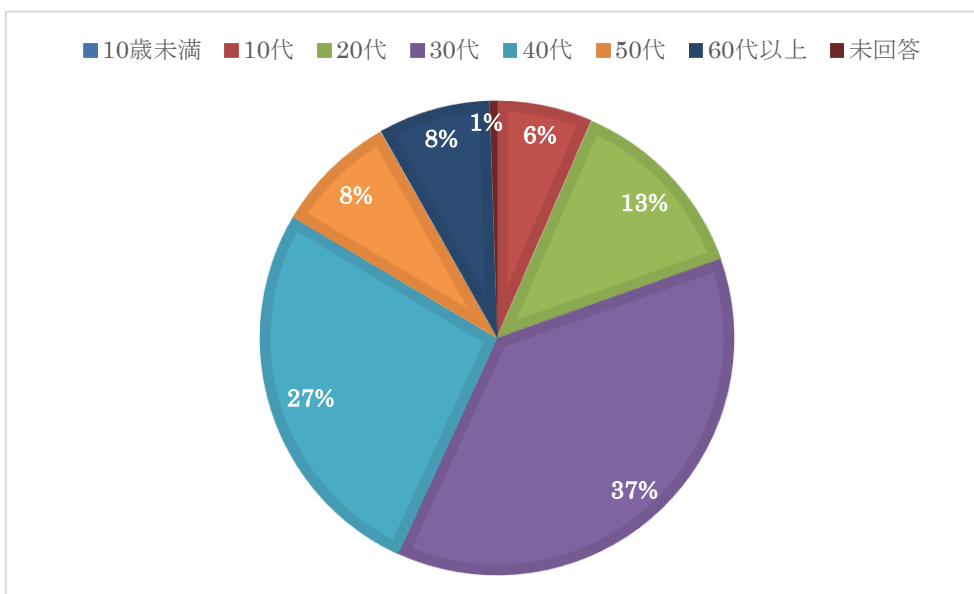
1. 圏域別支援件数 (SA/n=1,130)

- ・中濃圏域において支援対象が最多であった。中濃圏域で高い頻度で居場所の提供を実施した団体があるためと思われる。
継続支援者ではなく新規支援者が多いのは、それだけ多くの人が支援を求めている状況の表れだと考えられる。



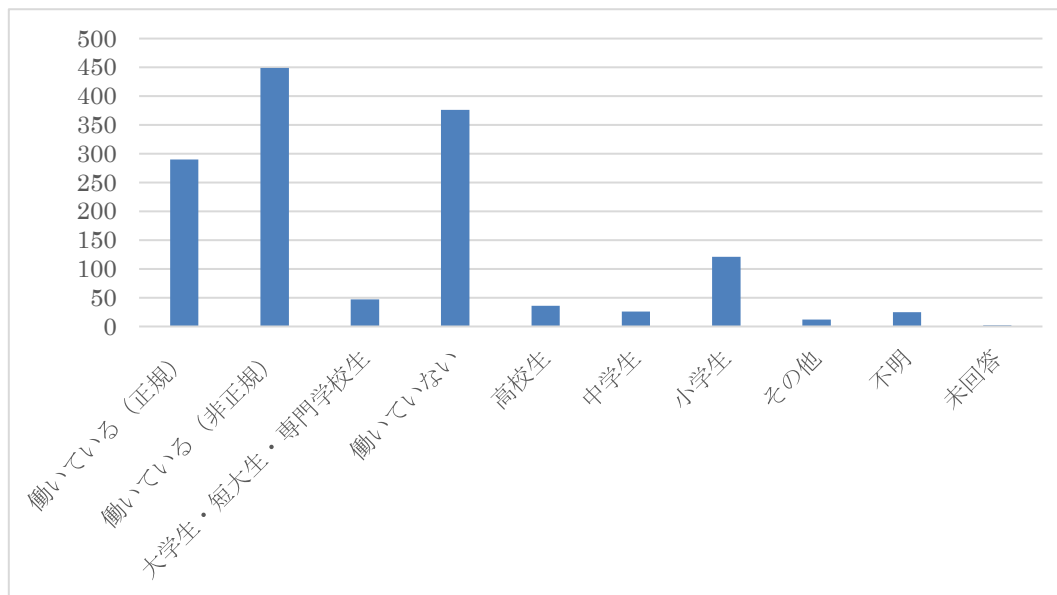
2. 年代別支援件数 (SA/n=1,348)

- ・30代、40代、20代の順に多くなっている。



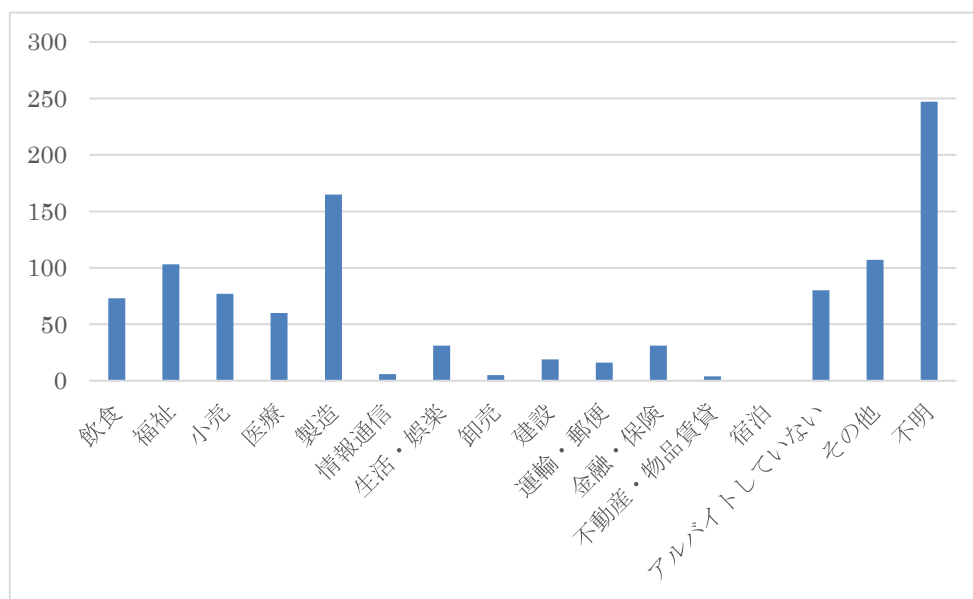
3. 就業状況 (MA/N=1,384)

- ・正規・非正規を合算すると、働いていると回答した人が最も多いものの、働いていないと回答した人も多い。



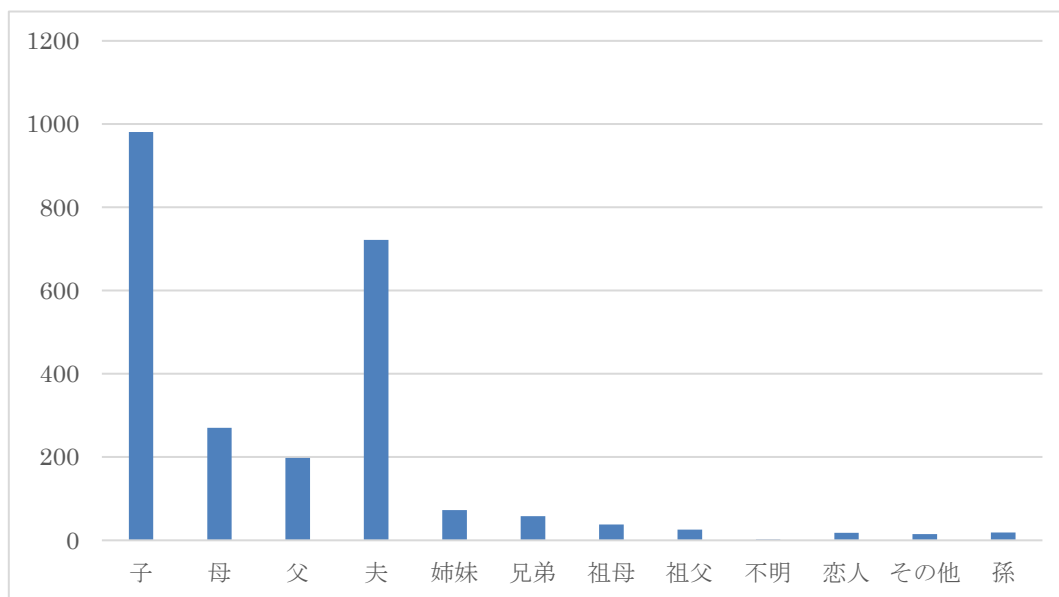
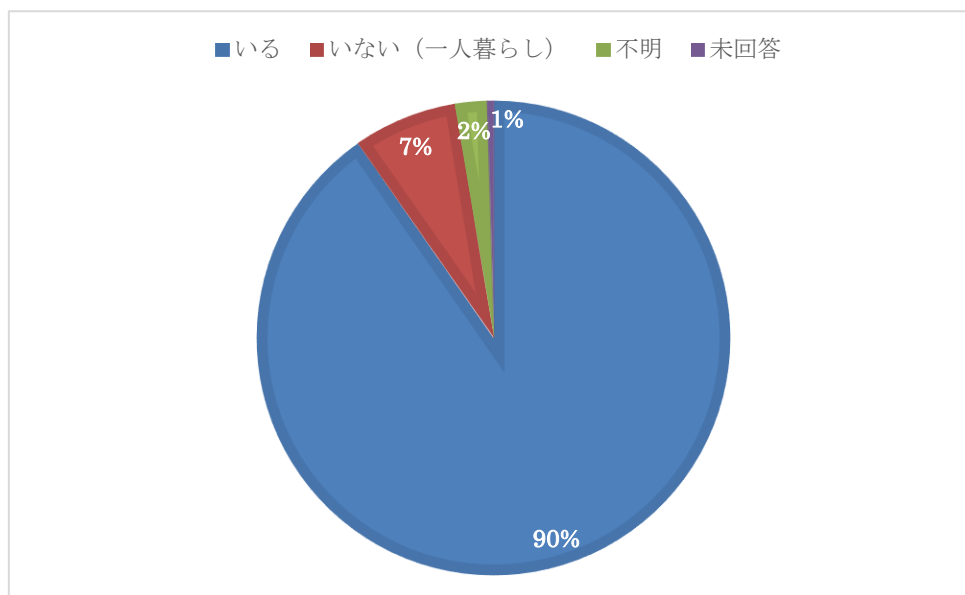
4. 就業先・アルバイト職種 (MA/N=378)

- ・不明を除くと製造業で働く人の割合が最も高い。中濃圏域で製造業に携わる支援対象者が多いことが影響していると推測される。



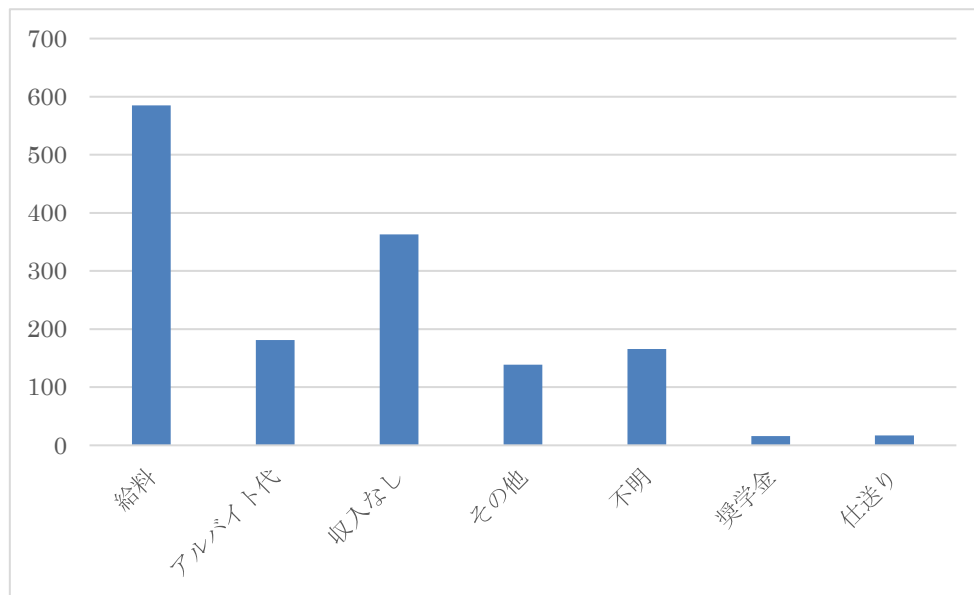
5. 同居者の有無（SA/N=1,384）および誰と同居しているか（MA/N=2,420）

- ・同居者がいると回答した人が全体の 90%を占めている。
- ・同居者の属性は子、夫の回答数が高くなっている。
- ・今回の調査では統計情報として出せる設問を設けていないが、回答状況を鑑みるに、ひとり親家庭からの申請が多いことが推測できる。



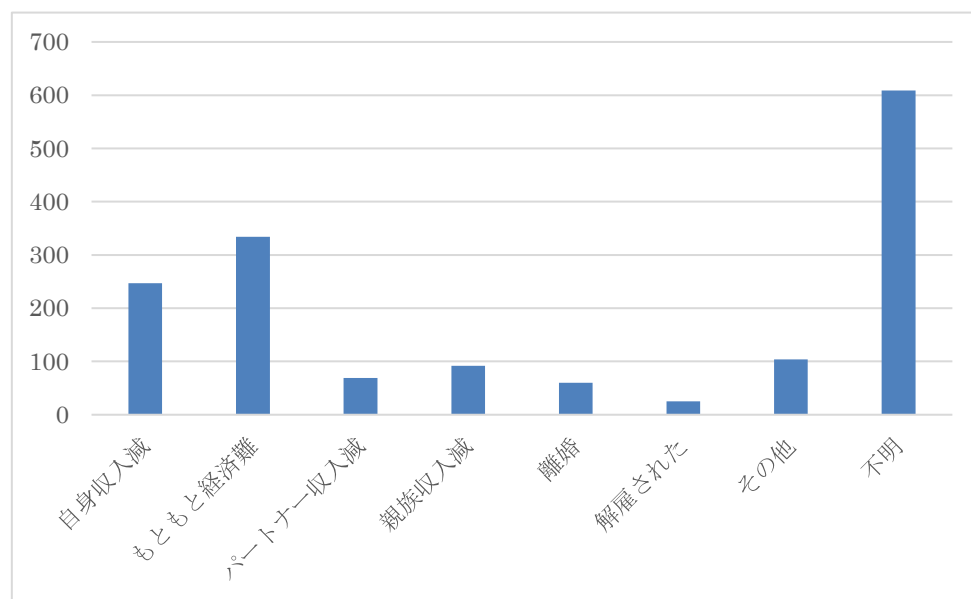
6. 直近半年間の収入状況 (MA/N=1,467)

- ・給料またはアルバイト代によって収入を得ていると回答した人が多いものの、収入がないと回答した人も多い。



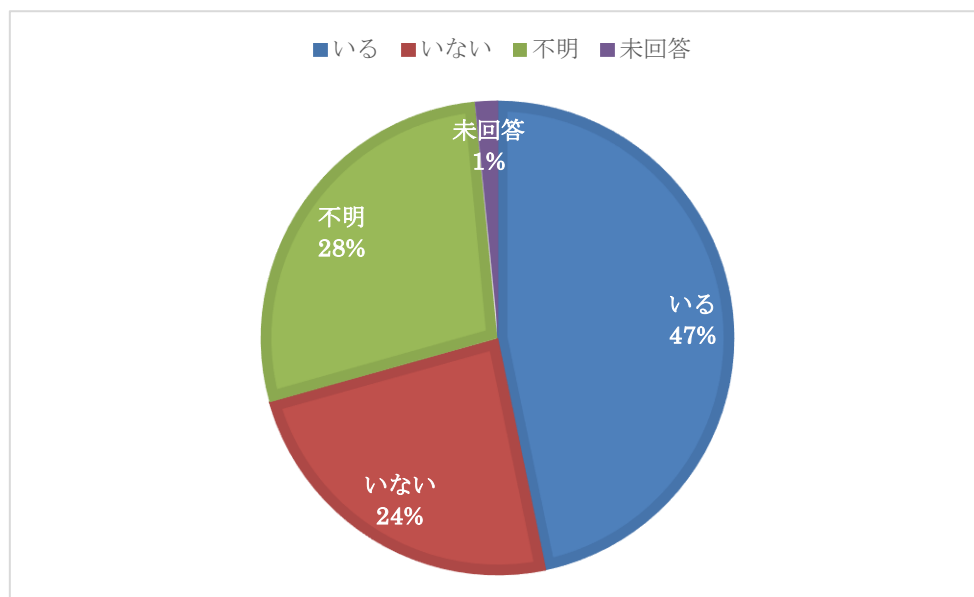
7. 生理用品を希望する理由 (MA/N=1,540)

- ・収入が減少した、あるいは元から経済状況が悪いと回答した人が多い。



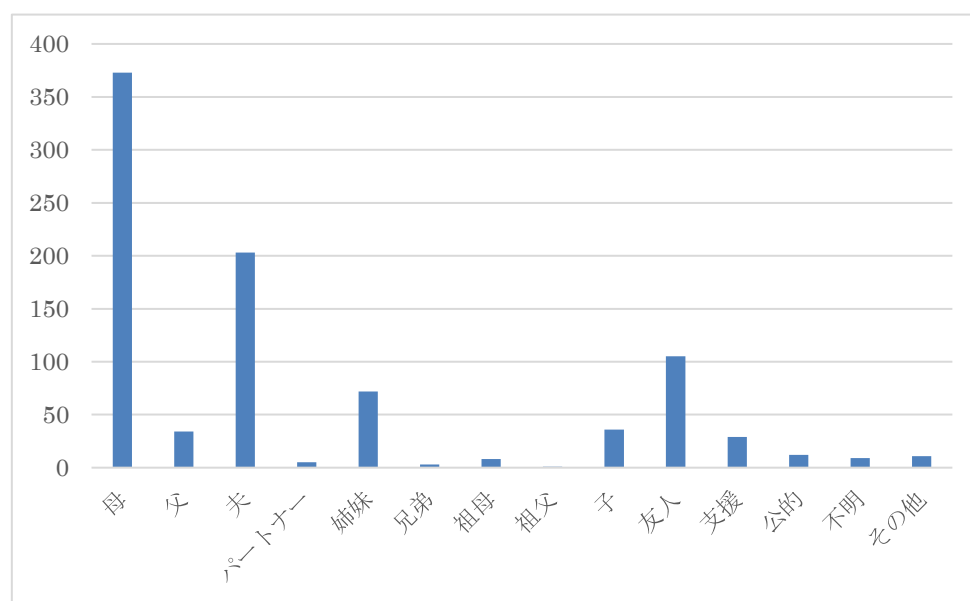
8. 生理用品が購入できず困っていることを相談する相手はいるか (SA/N=1,384)

- ・半数近い人が生理用品の購入について相談できる相手がいると回答している。
- ・一方でおよそ 4 人に 1 人が「相談相手がいない」状況にある。



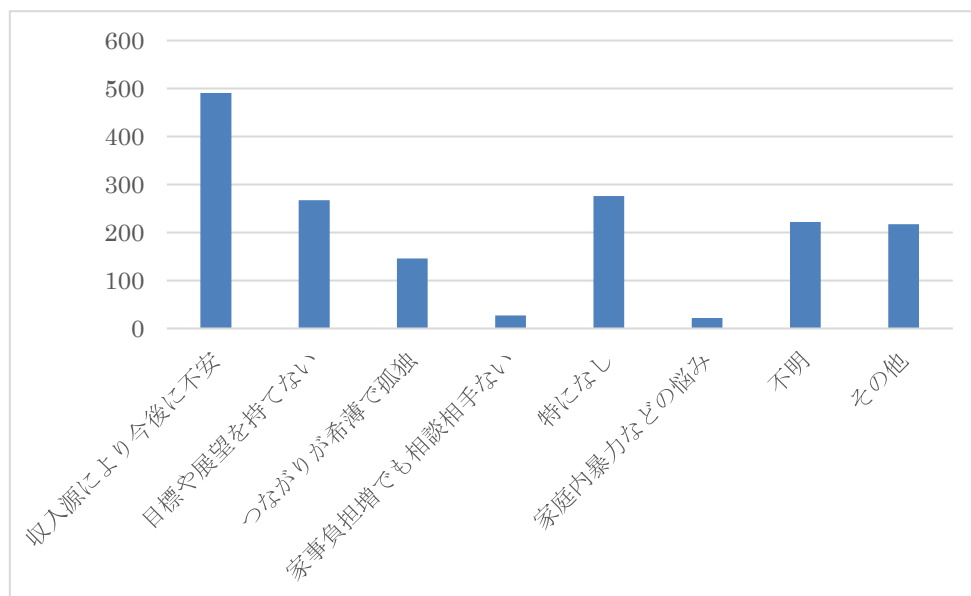
9. 生理用品が購入できずに困っていることを相談する相手はだれか (MA/N=901)

- ・相談相手は母、夫、友人、姉妹、子の順に多い。



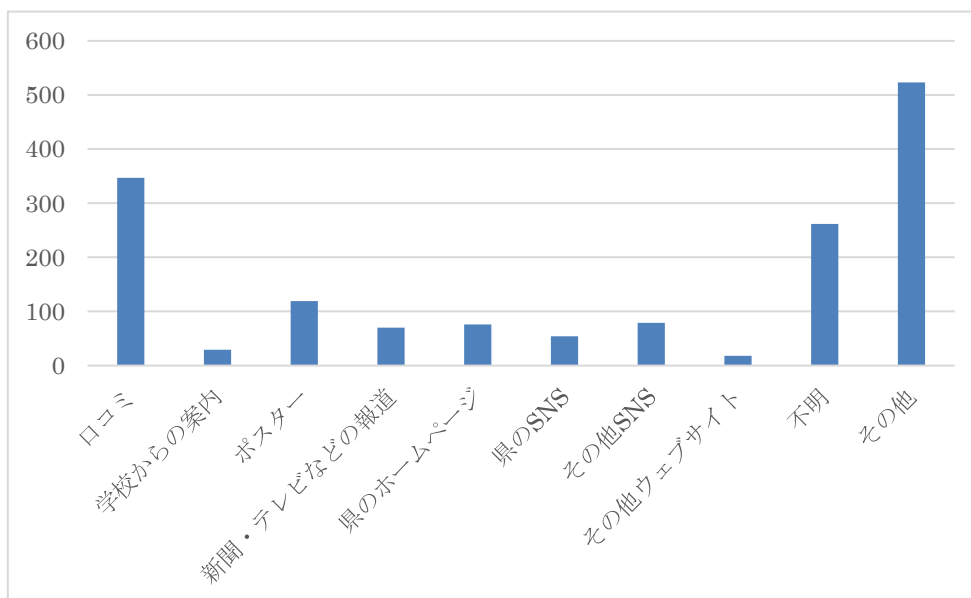
10. 現在困っていることや不安に思っていること (MA/N=1,668)

- ・収入源や先が見えない状況に不安を抱える方が多い。



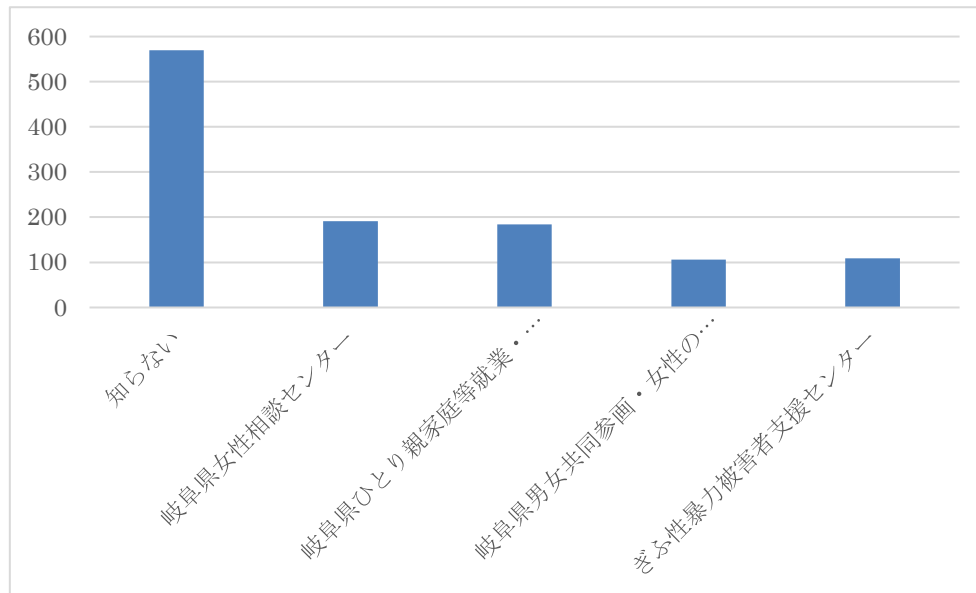
11. 生理用品がもらえることを何で知ったか (MA/N=1,577)

- ・口コミによる効果が高いほか、SNS による伝達も効果を発揮している状況を読み取ることができる。



12. 知っている支援センター (MA/N=1,160)

- ・支援センターの存在を知らないと回答した人が最も多い。支援の継続に向けて引き続き周知啓発活動が求められる。



成果と課題

様々な団体の協力により、県内全域で多くの女性の不安を軽くし、実際に支援に結び付けることができた事例もあった。

一方で、今回の取り組みは「生理の貧困」という問題にクローズアップして国により事業化された経緯から「女性」に限定した支援になっている。包摂的な取り組みでは、本来こうした限定はなくしていくべきものと捉えていく必要があり、支援や窓口、制度による分断が生じないように、ぎふNPOセンターが持つネットワークや情報発信力、政策提言能力などを生かしながらこの分野の取り組みに臨んでいかなければならない。

② 孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍の現在、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

事業の目的

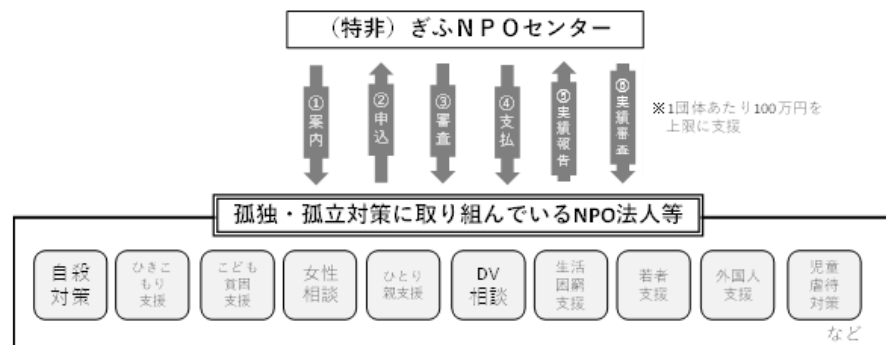
長引くコロナ禍や物価高騰等によって「孤独・孤立」の問題がより顕在化する中、地域に根ざした活動を進めているNPO法人等の活動をきめ細かく支援することが、重要かつ必要不可欠である。

岐阜県では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県内で活動する団体と連携し、孤独・孤立により一人で悩みを抱える人たちを支援するため、団体の活動に対して補助金を交付した。

また、さまざまなNPOとの連携推進を目的に、岐阜県が呼びかける「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に幹事団体として参加した。

事業の概要

補助金事業では、岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、事業提案の募集と団体の選定を行った。



成果と課題

(1) 成果

本事業での最大の成果は、39 団体が「孤独・孤立対策に取り組みたい」と真剣に考え、それぞれの団体の切り口から事業提案をしたことにあると考えている。残念ながら 26 団体の提案に対してしか補助金を交付できなかったものの、不交付となった団体についても必要に応じて事業内容や団体のその他の取り組みについてサポートを行った。各団体が孤独・孤立について取り組み、そうした状況にある人たちと向き合う機会が増え、またそれをぎふNPOセンターや県が把握してつながることは、今後の誰一人取り残されない地域づくりに向けて期待が持てる事柄である。

交付団体の取り組みに関しても、それぞれの団体の特徴や得意分野を生かしながら、多様な事業が展開された。各団体の事業では、物品の提供や訪問支援といった生活困窮に対応した活動のみならず、父親の孤立、SNSやオンラインの活用、多胎児支援、ヤングケアラー、中山間地域における古民家の活用、地域理解の促進、自然体験、ピアサポート、周囲と接触する機会の減少した乳幼児家庭、農福連携や団体間の連携、就労支援につなげるための小さな作業体験の提供、コミュニケーションの場の提供、マルシェの開催、地域人材の育成や発掘、地域での支援体制の構築、団体同士や企業とのネットワーク構築や活用、かつて支援した対象者との交流、ちょっとしたお出かけのサポート、在宅でできる仕事の創出、食堂の運営を通じた無業者支援、映像を活用した若者支援、セーフティネットに関する啓発活動など、NPOだからこそ行うことができるような内容だったと考えている。

今回の事業では、説明会や伴走支援を通じ各NPOに対して「今後を見据えた取り組み」について考えてもらうことを念頭に置いた。こうした補助金は、NPOで活動する人たちの一つの特徴でもある「目の前の出来事や人を放ってはおけない」取り組みに対して有効に機能することは言うまでもないが、一方で一時的に活動内容を増加させ団体自体が疲弊することにもつながりかねない。孤独・孤立はコロナ禍に端を発して広く一般にも顕在化した事象ではあるが、継続して取り組むべきテーマである。継続のためには団体の基礎体力を向上させる必要があり、また関係する機関や同じような活動を行う団体との情報交換やネットワーク化は不可欠である。今回の事業実施団体の中にはネットワーク形成などの観点を持って長く活動しているところもあり、そうした団体とぎふNPOセンターのような中間支援組織がより深く結びつくことは、今後の地域づくりの取り組みで有効に機能していくことが見込まれる。

また、伴走支援では事業内容に関すること以外にも、補助金事業の事務処理に慣れていない団体の会計サポートなどを行った。このような一つ一つの積み重ねが、継続した活動につながっていくものと考えている。

(2) 課題

今回の補助金事業では、開始時期が年度途中であった関係もあり、十分な準備や計画検討がなされないまま事業をスタートさせた団体もあった。そのため、計画から遅れたり、予算の変更が必要になったりした団体も見受けられた。NPO等は活動では「目の前の出来事や人を放ってはおけない」という観点から即応性が求められる場合もあり、その点では自治体等が行う取り組みに比べて柔軟な対応が可能であるため孤独・孤立に陥っているような人たちにさまざまな手法で手をさしのべることができる。

しかし一方では、そうした柔軟な動きを説明することに不慣れであり、説明自体をしないか後回しにしてしまうような場合もある。特殊なケースを除けば、柔軟な対応の手法や必要性について共有することは、同じような課題を抱えている人たちを対象とした活動ではプラスに働くはずである。今後、さまざまなNPO等がこうした活動を継続するためにも、団体同士がネットワークを形成するとともに広く社会に活動の必要性を知ってもらうことが重要であり、またそれぞれのNPOがそうした意識を高め、活動を広げていくことは地域力の向上につながるはずである。

誰一人取り残されない地域を目指し、孤独・孤立に陥る人を一人でも減らす。その目的に向けて、プラットフォームも活用しながら各NPOや私どもぎふNPOセンターとして、地道な活動を続ける必要性を改めて感じている。

2) 関連事業

① 事業名 NPO 法人ぎふハチドリ基金運営支援事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

ぎふハチドリ基金は、2012 年にぎふ NPO センターが創設した市民ファンドで、子ども・若者・子育て家庭が抱える困難を地域の支え合いで解決する仕組みである。市民の寄付を集め、岐阜県内の NPO の活動資金として助成することで、地域資源の循環と NPO の活動を促進する。

事業の目的 NPO 法人ぎふハチドリ基金の組織基盤が安定するまで、事業が円滑にすすむようサポートをする。

事業の概要

- (1) 事務局スタッフによる支援
2022 年度助成事業募集、各種会議（審査委員会、理事会、総会）の運営や設立 10 周年記念事業、ハチドリ Café 等の運営をサポートした。（役務の提供）
- (2) 事務所の共同使用
ぎふ NPO センターの事務所内に事務所を置き、共同使用している（無償提供）。

成果と課題 2022 年度助成事業は、冠寄付金の増加により、総額 680 万円を超える規模となった。10 月に設立 10 周年を迎えることを機に、3 つの記念事業（活動団体と企業や支援者をつなぐポータルサイト「みんなのハチドリ」の開設、映画上映会の実施、新しいパンフレットの作成）を行うことができた。引き続き、運営上の課題である組織基盤整備と確立をサポートしていきたい。

② 「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

子ども・若者、その家族の支援に取り組む市民活動団体等が課題を共有し、それらを取り巻く多様なテーマについて意見交換を行い、団体同士のネットワークを構築し、互いに学び合うことで、地域の課題に取り組む団体の活動を促進する。

事業の目的

子ども・若者とその家族を取り巻く様々な困難の解決に向けて、それに取り組む団体や個人が連携し、包括的に支援する地域ネットワークを構築する。

事業の概要

子ども・若者支援に取り組む団体や専門機関、個人が参加し、テーマに関する話題提供者からの報告を聞き、意見交換などを行った。また、参加者が取り組んでいる日々の活動について近況を報告し、情報交換を行った。

月日	テーマ
4/26	子ども・若者支援ネットで聞きたいテーマ
5/24	大学生の孤立と生活問題
6/28	包括的支援のこれまでの推移
7/26	協同労働について
8/30	映画「PLAN75」から提起される「高齢者の尊厳死」の問題
9/20	「モノによる支援」について
10/24	「地域活動・市民活動(とりわけ無給の活動)と行政との関係」について
11/21	第3次「岐阜市子ども・若者生き生きプラン」について
12/26	「子どものために」と言うけれど…「地域の居場所における“子どもの情報”をどう扱うか」「“子どものため”という思いから生じてしまう加害・暴力」について
1/25	「当事者」「元〇〇」とは誰か?→その線引きの曖昧さ、自己規定と他者規定について
2/27	岐阜県子ども支援ネットワーク形成研修「子どもの情報、どう扱う？」の報告
3/29	岐阜県子ども支援ネットワーク形成研修「居場所で傷つく子どもたち」の報告

成果と課題

子ども・若者を取り巻く課題について、参加者が日々取り組んでいる活動について情報交換を行い、テーマに関して学び合う機会となっている。新規の参加が少ないため、事前の周知に取り組む必要がある。

③ぎふ学生ボランティア情報提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

若い世代がボランティアを通じて知見を広め、また活動を提供するNPOを知ること、多くの人が関わりながら進めていく地域づくりにおける長期的な視点では重要である。また、情報収集やボランティアのマッチングでさまざまなNPOと関わることは当法人にとっても関係性構築につながっていく。そのために情報収集および発信をしていく。

事業の目的 ボランティア・地域活動を通じて、豊かな人間性や社会性、テーマ（課題）に沿った学問的解決能力を備えた人材としての成長を促すため、学生の社会参加を促すことを目的に、学生にボランティア・地域活動情報を発信していく。

事業の概要 学生ボランティア・地域活動情報の集約・精査をし、学生に発信をしていく。発信方法としては、ホームページやFacebook、Twitter、メールマガジンなどを活用した。

成果と課題 昨年と同様にコロナ禍となって以降、学生向けのボランティアだけでなく団体が広く一般にボランティアを募集する活動がほとんどないという状況が続いている。問合せがあった場合は、他団体の紹介しているボランティア募集情報を参照しながら、家でも行えるボランティアや感染症対策を行った上で行われているボランティアなどを伝えた。

ボランティアの募集自体が減っているため学生の希望するボランティアを紹介できない場合もあるが、ボランティアの体験を通して、市民活動への学びを深めてもらうことは重要である。ボランティア募集の情報発信や団体への感染症対策に配慮したボランティア受け入れの相談対応を行うと共に、学生の学びに繋がるボランティアコーディネートが必要である。

④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業

<自主事業>

法人ミッションとのつながり

ファミリー・サポート・センター事業は、地域で子育てを支える仕組みであり、地域に広まってくことで、地域住民のつながりを深めることができる。また、子育てに関する地域の課題解決に向けて、行政と NPO が協働して取り組める事業である。

事業の目的 ファミリー・サポート・センター等が安全に実施され、各地域に広がっていくことを目指し、その運営に関わる NPO 法人等の民間団体と行政等の関連機関が、運営上の課題の解決のための情報交換や協議を行う。

事業の概要 ファミリー・サポート・センターの運営団体、行政担当者が集まり、隔月で会議を開催。連絡調整、情報提供など、会議の運営を担った。

【開催日】（出席者数）

第 62 回 4 月 14 日（会場 9 人オンライン 23 人）
 第 63 回 6 月 7 日（会場 4 人オンライン 26 人）
 第 64 回 8 月 2 日（会場 4 人オンライン 20 人）
 第 65 回 10 月 20 日（会場 5 人オンライン 27 人）
 第 66 回 12 月 16 日（会場 5 人オンライン 23 人）
 第 67 回 2 月 14 日（会場 5 人オンライン 22 人）

成果と課題 今年も新たに 1 つ増え、全部で 17 の実施団体等の参加になった。対象の市町は、岐阜県内で設置している 34 市町のうち 24 市町となった。情報交換や交流だけでなく、事業のあり方について話題になることも多く、この会議で考えさせられることは多い。県の担当課にも参加の意義を感じていたという会議であるが、今後の方向性を検討していきたい。

⑤美濃加茂市自治会のあり方検討会議運営支援事業

および美濃加茂市自治会への依頼事項見直し支援事業

<美濃加茂市委託>

法人ミッションとのつながり

地域づくりではしばしば地縁組織と志縁組織という組織の分け方がされている。地縁組織とは自治会をはじめとしたさまざまな地域組織のことであり、志縁組織とは当法人を含めたNPO法人や市民活動団体を指すことが多い。当法人が進める地域づくりに向けてはそうした分け方の垣根を超え、地域で暮らす人が一人ひとり地域での役割を果たしていくことが重要である。自治会のあり方を考えることは、地域で役割を果たす人たちが十全に力を発揮することにつながり、当法人の目指す地域づくりの推進力のひとつになっていく。

事業の目的

美濃加茂市の自治会活動において、自治会員や自治会にかかってくるさまざまな負担を見直し、自治会や自治会員が本来果たすべき機能について議論する。そうすることで住民がすべきこと、行政がすべきことをそれぞれ考え、自治体のあり方や求めるべき役割について改めて考えることを目的とする。

事業の概要

昨年度は美濃加茂市内2地区の自治会役員を対象に検討会を行った。今年度は自治会長向けの研修会を1回、5つの自治会を対象とした検討会を3回行った。また、市から自治体への参加要請などについて見直すことを念頭に、依頼事項の調査に向けた準備を進めた。

日程	タイトル	詳細
8/30	第1回ワーク	企画の趣旨説明、参加自治会（または広域グループ）ごとにワークシートに沿って、課題解決活動実践に向けた計画書を作成
9/21	第2回ワーク	ぎふNPOセンターの職員から参加者に面談を行い、それぞれ活動のブラッシュアップを行った
3/9	発表会	半年で活動してみた結果を発表し、美濃加茂市長ふくめ、ブラッシュアップを行った。

成果と課題

昨年度から引き続いたテーマとして、単に「負担を減らしたい」という意見だけでなく「地域のために役割や内容を見直して取り組んでいきたい」という意見も多く聞かれ、今後につなげていくような雰囲気の醸成ができたと感じている。

今年度はより具体的な取り組みについて検討を行い、自治会費の徴収、広報のあり方、班編成などについて各自治会での検討が行われ、そうした内容について共有された。

本年度の活動	内容
集金の負担軽減について	集金袋をつくり、班長が集金するのではなく、住んでいる人が、班長の家に持っていく方式へ切り替え、班長の負担の軽減につながった。
将来に向けた班編成について	将来的な人口や年代を予測して、あらたな班編成について話し合いを実施し、編成を変更した。
防災訓練を自治会単位で実施	地区単位でやっていた防災訓練を自治会単位で実施することで、より実践的なことを実施できるようになった。
ゴミ出しのルール	ゴミ出しのルールを徹底するための張り紙を実施。実際にルール違反する人が減った。

⑥政策提言事業

法人ミッションとのつながり

当法人が目指す地域づくりに向けては、さまざまな方面に働きかけ、政策を提案したり制度を形成したりする必要がある。そのためには日ごろからの情報収集やつながりも必要であり、また発言の機会を広げていくことも重要であると考えている。

事業の目的

本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

誰も取り残さない地域社会づくりを実現するためには、NPOが単独あるいはセクター単位で動くのではなく、広く多機関と連携していくことが重要である。そのためにはNPOが活動しやすく、また発言しやすい環境を整えていく必要がある。さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え各種政策と結びつけていく活動を行っていく。

事業の概要

さまざまな機会を捉えて行政等に対し、協働による地域運営の実現に向けて様々な提言を行っている。

行政等への各種提言のほか、下記の委員会等に参画した。

認定NPO法人日本NPOセンター評議員	野村 典博
岐阜市住民自治推進審議会 委員	
岐阜市市民活動支援事業 審査員	
岐阜市まちづくりサポートセンター 副理事長、運営委員長	
岐阜市市民参画賞選考委員会 委員	
岐阜県子ども・若者支援地域協議会 委員	原 美智子
みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会 委員	北村 隆幸
岐阜県 県営公園事業評価委員会 委員	野尻 智周
岐阜市民生涯学習推進協議会 委員	
土岐市まちづくり補助金審査委員	
岐阜市地域福祉推進委員会 委員	林 宏澄
岐阜県社会福祉協議会 評議員	

上記のような委員会への参加のほか、ネットワークの構築、各種連携、NPOの地位向上や効果的なNPO支援、岐阜県内における首長選挙においては候補者アンケートを実施したほか、NPO災害ボランティアに関する取り組みなど、さまざまな事業を展開した。

- ① 伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。
- ② 生活困窮者自立支援法の改正を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。
- ③ NPOの主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下

で、その指導・監督方針を、市町村行政と協議し、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。

- ④ 中間支援組織が各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。
- ⑤ 昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。また、災害時に各地の中間支援センターが相互協力できるよう、さまざまな連携を深めていく。
- ⑥ NPOと行政との協働実態について調査し、協働関係の構築・発展に向けて政策提言していく。

成果と課題

委員会等の機会を通じ提言を行ってきた。会議の構成メンバーとして発言する機会を持つことが出来ているため、関連するNPOの声を聞き、届けることも大切にしていきたい。

(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業の報告

- ①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業
- ②調査・研究・提案事業
- ③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業
- ④「みんなの勉強会」開催事業
- ⑤専門相談・講師等派遣事業
- ⑥生涯学習情報提供事業
- ⑦災害時専門ボランティア受け入れ推進事業
- ⑧社会福祉振興助成事業（WAM助成）オンライン募集説明会
- ⑨岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート
- ⑩NPOの活動拠点等提供事業
- ⑪ぎふNPOセンターブックレット普及事業

① ぎふNPO・生涯学習プラザ事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

相談対応や情報発信等を通して、地域の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に取り組むための環境整備を行い、市民活動団体の運営や会計相談の対応、セミナーの開催を通して、住民の自発的活動を支援する。

事業の目的

- 1) 市民を対象として、NPO やボランティア、生涯学習に関する情報発信や NPO 法人の設立等団体の立ち上げを含めた活動参加に向けた相談対応を行い、市民活動への参加促進を目的とする。
- 2) NPO 等の市民活動に取り組む団体を対象として、運営に関する会計や労務、総会の手続き、活動の広報、助成金の申請等の相談に対応し、市民活動団体の運営を支援することを目的とする。また、NPO のスキルアップや協働関係の構築に繋がるセミナーの実施、市民活動支援センターの交流会を実施する。

事業の概要

岐阜県より事業委託を受けて「ぎふ NPO・生涯学習プラザ」の管理運営、「NPO ナビぎふ(ぎふ NPO・生涯学習プラザホームページ)」の管理運営、セミナーの開催等、下記の事業を行った。

ぎふ NPO・生涯学習プラザ来訪者数：7,872 人

NPO の設立、運営に関する相談：983 件

相談内容の内訳

- ① 団体の設立に関する相談：41 件
- ② 団体の運営に関する相談：178 件
- ③ 団体の会計に関する相談：72 件
- ④ 助成金に関する相談：27 件
- ⑤ 生涯学習に関する相談：13 件
- ⑥ ボランティアに関する相談：26 件
- ⑦ その他：626 件

その他の内容：NPO 法人や地域の課題解決に取り組む団体の情報希望、イベント広報等のチラシ配架、NPO 法人に関する質問など

ぎふNPO・生涯学習プラザ主催セミナー：年 9 回

① 「NPO 法人の日常会計セミナー」

令和 4 年 8 月 5 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：中尾 さゆり 氏/NPO 法人ボランタリーネイバーズ 理事長、税理士

NPO 法人の会計について、日々の会計業務の流れや書類の作成方法、団体の会計に関するルール作りなど、日常的な会計と決算期の書類作成や年度をまたぐ収入・支出の処理方法などの決算業務について学ぶセミナーを行った。

アンケートでは、「基本的な説明で分かりやすかったです」や「普段の業務と照らし合わせて、やり方があっているか確認しながら受けることができました」といった声があった。専門的な会計の内容ではなく、NPO 法人としての会計基礎を学ぶ内容とした通り、NPO 法人の

会計業務経験が少ない参加者に役立つ内容となった。しかし、「担当になったばかりの私には盛りだくさんで難しかったです。全体像は掴むことはできました」といった声もあった。セミナー後の会計に関する相談は NPO プラザの窓口相談を利用してもらいながら対応した。

② 「NPO の労務や有償ボランティアについて学ぶ労務セミナー」

令和 4 年 8 月 29 日(月) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：加古 朗 氏/社労士・行政書士加古事務所 代表

労務セミナーでは、ボランティアと労働者の区別や有償ボランティアの危険性など、NPO 法人にとって、身近な労務の話を中心に日常的な労務を学んだ。NPO の活動現場では、雇用関係を結ばずにスタッフが活動している場合も多くある。セミナーでは雇用関係を結ばずに謝金をもらう場合の注意点として「保険が使えない」等のスタッフへの補償が脆弱であることなどが話された。また、セミナーでは雇用する場合の労務の基本や事務局の作業についても学び、NPO での働き方について考える機会となった。

アンケートでは、「実態に則した話が聞けて良かった」や「疑問に思っていたことが、分かりやすく理解できました」「微妙な細かいお話も聞けました」といった声があった。NPO の活動現場において、全員が無償のボランティアであれば、労務のトラブルになることも少ないが、NPO では「雇用されたスタッフ」「有償ボランティア」「無償ボランティア」「理事兼スタッフ」など、様々な団体への関わり方があるため、労務について把握していなければ、トラブルに発展する可能性もある。多様な関わり方がある NPO だからこそ、NPO の実情に則した労務について学ぶ機会が必要だと感じた。また、労務はそれぞれの団体によって、事情が異なっているため、セミナー内での質問は受け付けず、アンケートに記入してもらい、講師に回答してもらう形を取った。

③ 「消費税インボイス制度セミナー」

令和 4 年 11 月 25 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：鳥居 翼 氏/鳥居翼税理士事務所 所長

2023 年 10 月から始まる消費税インボイス制度について学ぶセミナーを実施した。現在、消費税課税対象の NPO 法人はそれほど多くないと推測される。しかし、インボイス制度は登録事業者でなければインボイスを発行できず、登録事業者は消費税の課税対象事業者となる。NPO によっては取引先からインボイスの発行を求められる場合も考えられるため、自団体がどのように対応するか検討する材料としてもらうよう、行った。

新たに始まる制度であり、自団体への影響も想像されたのか、関心が高く、多くの参加があった。セミナーの参加者からは、「消費税の仕組みから丁寧な説明があり分かりやすかった。難しいところはありませんでしたが、これから法人の活動の収入や取引先の事など、専門家ともよく相談をしたいです。動き出すきっかけになった研修でした」「非課税事業ではあるが、業者とのやり取りはあるため一度確認してみようと思いました」「制度の概要がよくわからず、もやもやしていましたが、先生のお話を聞いて、まずは取引相手先に確認してから決めていくということだと、スッキリしました」といった声があり、取引相手等と相談するきっかけとなったようであった。

④ 「活動継続計画づくりセミナー」

令和 4 年 12 月 23 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：寺西 貞昭 氏/NPO 法人高齢者住まいの研究会

水害や地震といった大規模災害に被災するなど緊急事態が発生した場合に、事業の早期復旧や継続するための BCP の作成が注目されている。NPO の現場では事業の継続だけでなく、活動が行えなくなった場合の「活動の対象者への支援をどのように継続するか」が重要になってくる。災害時を想定し、活動が途切れないようにするための考え方を学んだ。

アンケートでは、「災害が発生した時にどのように対応していくかを考えるきっかけとなりました」や「いかに安全を整えておくかということが気になっています。シミュレーションを行いながら、どう対処するか確認しておきたいと思います」といった声があり、発災時を想定して考えるためのきっかけづくりの機会となった。オンラインセミナーということもあり、ワークショップを行うことができず、団体個々の具体的な内容を考える時間が取れなかったことが反省点である。

⑤ 「文章の書き方講座」

令和 5 年 2 月 17 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：野口 晃一郎 氏/フリーライター

NPO の広報に使える文章の書き方について学ぶセミナーを実施した。新型コロナウイルスの影響により、チラシを目にする機会が減り、メールや SNS 等を使って広報を行う場面が増えてきた。そのため、分かりやすく伝えるための文章について学ぶ講座を実施した。

アンケートでは、「とてもお話が聞き取りやすく、わかりやすかったです。普段何気なく使用している言葉も、間違っていることがあるかもしれないと感じました。ポイントを押さえて、伝える先のことを思いながら文章の作成に取り組みたいと思います」「先生のお話もわかりやすく、とても勉強になりました。改めて、情報を整理すること、短い文章にすることが相手に伝える文章にするためには大切だなと思いました」という声があった。文章作成の技術について語られた講座であったため、受講者がそのまま使える内容となった。

また、リーフレットの作成や見出しの書き方などについても学びたい、という声があった。広報に文章は欠かせない要素であるためアンケートを参考にして広報物に記載する文章について学ぶ機会を考えていきたい。

⑥ 「自分たちの『得意』を活かした SDGs の取り組み方セミナー」

令和 5 年 3 月 8 日(水) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：神田 浩史 氏/NPO 法人泉京・垂井 副代表理事

山田 豪 氏/和光会グループ 理事長

SDGs を社会貢献として新しく取り組み始めるのではなく、自分たちの取り組んでいる事業や関わりのある事柄から、SDGs を考えることが出来るようになることを目的にセミナーを実施した。

前半は、昨年度と同様に泉京・垂井の神田氏から、SDGs の背景や国連で話題に上る課題、企業が SDGs に取り組む際に気を付けることなど、基礎的な内容を行った。

後半は和光会グループの山田氏から、SDGs に取り組むきっかけや取り組み事例、地域づくりと SDGs についての話をした。

アンケートでは、神田氏の講演には「自分たちの身近なところに、いろ

んな問題点が見つかります。差別的なことや虐待行為等々、自分たちがどう関わっていくかだと思いました。またいろいろアドバイスを頂きありがとうございました」「世界的な視点が勉強になった」という声があった。山田氏の講演には「福祉関係の企業を手広くされているのに驚きました。和光会グループというお名前はお聞きしたことがあります。またご講演をお聞きしたいと思います」という声があった。

講座内の質疑応答では、SDGs の取り組み方について、項目で事業を整理する方法や自分事として取り組めるよう、身近なところから考える方法が紹介された。

⑦ 「支え合いの地域をつくる 顔の見える連携関係」

令和 5 年 3 月 24 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：河村 岳昌 氏/(社福)瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター長

中川 健史 氏/NPO 法人仕事工房ポポロ 理事長

地域コミュニティの関係の希薄化や生活困窮などの社会課題が、コロナ禍によって「孤独・孤立」を、より大きな困難としており、安心して暮らし続けられる地域をつくるための様々な団体の連携が求められている。しかし、普段からの付き合いが無ければ、連携し合えるネットワークは組めないため、顔の見えるネットワークづくりの話を聞き、支え合いの地域をつくるための協働について学ぶセミナーを実施した。普段からの付き合いを考えるうえで、今回は「地域福祉」をテーマに行った。

アンケートでは、「当団体で行き詰まっている内容に、河村さんのセミナーでの『強みと限界』や『関係づくり』で気付かされることがありました。中川さんの NPO も縦割りだという言葉に、私自身いろいろな繋がりを作るよう活動していますが、もっと横の繋がりを作る活動をしていきたいと思いました」「多様な課題に向き合って取り組んで行く為に、自分と差異のある人との『つながり』を持つということをあえてしていく事…参考になりました」といった声があった。ネットワークの必要性と連携事例から協働の関係づくりについて学ぶ機会となったようであった。

⑧ 「岐阜県内市民活動支援センター交流会 ～労働者協同組合法について学ぶ～」

令和 4 年 9 月 20 日(火) 14 時～16 時 会場：オンライン上

講師：岡田 俊介 氏/日本労働者協同組合連合会 センター事業団

市民活動支援センター交流会では、令和 4 年 10 月 1 日に施行された労働者協同組合法について学ぶ機会を設けた。労働者協同組合法の策定に向けて活動を行ってきた、ワーカーズコープの人を講師に、労働者協同組合法を学んだ。ワーカーズコープは労働者協同組合法が施行される以前から、当該法律に記載されたような運営形態を取っていたため、先行事例としての話も聞きたく、3 年以内であれば、NPO 法人から労働者協同組合への移行が可能であり、労働者協同組合が市民活動や地域活動と関わりがあることもあって、交流会のテーマとした。講師から「労働者協同組合法の概要」や「協同労働について」の話を聞き、参加者から質疑応答を行い、交流した。

労働者協同組合はこれから増えてくることも考えられ、NPO の活動分野と重なることが予想される。地域づくりの実践主体として、今後も市民

活動支援センターで情報交換を行いながら考えていく必要がある。

- ⑨ 「岐阜県市民活動支援センター交流会 ～事業承継を考える～」
 令和 5 年 3 月 2 日(金) 14 時～16 時 会場：オンライン上
 講師：中尾 さゆり 氏/NPO 法人ボランタリーネイバーズ 理事長
 聞き手：笠原 聡太郎/ぎふ NPO・生涯学習プラザ スタッフ

NPO 法人の解散が増えており、世代交代の必要性も語られている。解散に至らないよう、事業承継を行っていくための相談対応について学んだ。講師から事業承継の事例を聞き、様々な承継事例から、NPO の相談対応について考える機会とした。

参加した市民活動支援センターからは、団体メンバーの高齢化や後継者不足の声があった。講師から「事業承継センターを立ち上げたが、事業承継のことで相談に来ることは無い」との話がされた。市民活動支援センターとして、日頃から繋がるための相談体制を構築すること、平時の相談から世代交代など事業承継を意識して対応していくことが話された。

成果と課題

NPO 法人の解散が増え、ぎふ NPO・生涯学習プラザの相談窓口でも解散や事業承継の相談に対応することが増えてきている。解散する理由は後継者不足、資金不足、メンバーの高齢化などがある。後継者不足等の NPO の運営に関わる相談から対応することができれば、NPO プラザとして NPO 等と一緒に考えていくことができる。しかし、実際に解散の相談として把握できるものは解散手続きに関する内容であり、ある程度意思が固まっていることが多い。目的を達成したことによる解散であれば良いが、マイナスの理由での解散の場合は事業の継続・承継をしていけるよう、相談対応していくことが望ましい。解散の意思が固まる前に日頃の相談から、運営上の課題として対応していくことが必要だと感じている。

② 調査・研究・提案事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

NPOや協働を取り巻く状況や、それらを各方面がどのように考えているか把握することは、さまざまな活動や政策提言を進める上で重要な情報となる。またそうした情報をNPOに適切に発信していくことで、地域全体でさまざまな取り組みに役立っていく。

事業の目的 2021 年度に実施した「都道府県、主要市におけるNPOとの協働環境に関する調査」では、全国の協働状況を行った。それを受けて、岐阜県内 21 市に対しても調査を行い、今後の協働のあり方を考えていく。また、日本NPOセンターの呼びかけで行っている「NPOと行政の協働を考えるタスクチーム」に参加し、全国の事例を鑑みつつ岐阜のあるべき姿を探った。

事業の概要 「第 6 回都道府県、主要市におけるNPOとの協働環境に関する調査」での調査内容を踏襲した調査票を作成し、県内 21 市の状況について各市のホームページや資料から得られる情報を整理した。
NPOと行政の協働を考えるタスクチームでは、ぎふNPOセンターとして支援組織のあり方を考えるプロジェクトチームに参加し、今後の方向性について検討を進めている。検討は 2023 年度も継続して行う。

成果と課題 ホームページ等で得られる情報を収集している段階であり、2023 年度に各市の担当課に対してヒアリングを進める予定である。
協働タスクチームへの参加についても 2023 年度中にとりまとめを行う予定である。

③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

住民が主体となって地域の課題に取り組む際、活動する団体に法人格が必要になる場合がある。市民活動に取り組む法人格の一つであるNPO法人の設立及び運営に関する講座を行い、理解を深めることで活動を支援する。

事業の目的 NPO法人の設立や運営など、NPO法人の基礎的な内容を伝え、NPO法人に対する理解を深め、実践者の取り組みの支援を目的に行った。

事業の概要 【NPO法人設立講座】
NPO法人設立講座では、「NPO」とは何か、NPO法人と一般社団法人の違い、法人格を取得するメリットと責務、NPO法人の設立方法などについて学ぶ講座を実施した。
【NPO法人運営講座】
2022年度は昨年度に引き続き、運営講座の見直しを行った。

成果と課題 NPO法人設立講座は、ぎふNPOセンターが発行しているブックレットを用いて実施した。少人数または個別対応で開催し、参加団体の知りたい内容に焦点を当て、じっくりと反応を確認しながら実施することができた。講座では、必ずしもNPO法人の設立を目指すのではなく、参加者の取り組みたい市民活動を実施するための方法の一つとしてNPO法人を紹介した。法人格を取得していない団体や個人と繋がることができたことは成果だと感じる。法人格の取得の有無に関わらず、設立講座に参加した市民活動団体との繋がりを継続していけるよう考えていきたい。
運営講座は実施できず、該当する相談は個別で対応した。法人化後の運営について、再度実施する内容を見直し及び講座の開催を進めていきたい。

④「みんなの勉強会」（会計しっかりマスター講座・会計実務サポート・ 会計個別相談会）開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

会計に関するセミナー及び相談対応を行い、NPOの財政状況を自ら把握し、主体的に判断できるよう支援することで、住民の自発的な活動を促進する。

事業の目的 NPO法人に必要な会計の実務に関する講座等を開催し、NPO・ボランティア団体の運営実務のスキルアップを図る。

事業の概要 <会計個別相談会 ～決算編～> （於：シンクタンク庁舎）
 ① 4月19日 参加者3人（2団体）
 ② 4月20日 参加者1人（1団体）
 NPO法人等の会計担当者を対象に、正しい決算ができているかどうか、会計に関する疑問や悩みなどについて個別に相談に応じた。また、決算に向けての注意点や会計帳簿の記帳・保存方法についてアドバイスした。

<会計実務サポート>

会計ソフト「ソリマチ会計王NPO法人スタイル」の使い方支援
 ・新規導入1団体 個別サポート12団体
 ・導入後の電話やメールによる相談には、随時対応した。

成果と課題 2020年度・2021年度に引き続き2022年度も新型コロナウイルスの影響により、対面による日常編・決算編・報告編の一連の会計講座の開催を見合わせたが、NPO法人の決算に向け会計初心者や日々の会計処理で疑問や悩みがある人を対象に個別相談会を実施した。

会計ソフトの使い方、仕訳や会計処理の考え方など様々な問合せに対しては、それぞれの法人の状況を聞き取りながら丁寧に説明しサポートを行った。

新設法人やNPO法人の会計担当にはじめてなった人など会計初心者向けの講座のニーズは依然として高いため、対面とZoom等を利用したオンラインでの講座開催を検討したい。また、法人の管理会計・財務会計等に関わる理事や事務局長を対象とした講座も企画していく。

令和5年10月に開始される「消費税インボイス制度」や令和6年1月から完全義務化される「改正 電子帳簿保存法」に関して引き続き情報収集と情報発信を行っていきたい。

会計のみならず税務や労務についての問い合わせも増えているため、これらに関する基礎的な講座や個別相談会の開催を検討する必要がある。

⑤専門相談・講師等派遣事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

当法人がこれまでに培ってきたノウハウや全国的なネットワークを通じて得られた情報および知見を、岐阜県内のNPOや中間支援センターに伝えていくことは、県内全体でNPO等が実施する活動を活性化していくことにつながる。

事業の目的 NPOに関する理解を深めることや地域課題解決の担い手づくりなど、地域で活躍するさまざまな主体を支援していくため、日常的に法人手続きや会計等の専門的な相談に対応すると共に、講座等の講師を派遣する。

事業の概要

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPO相談>
相談会回数：11回

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPOカフェ>
2022年4月21日、5月29日、8月21日（計3回）
講師：野尻 智周

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見
市民活動団体交流会>
2023年1月29日
講師：野尻 智周

<日本NPOセンター NPO支援スタッフ向け初任者研修>
2022年8月8日
話題提供：野尻 智周

<各務原市まちづくり参加セミナー>
2022年9月28日 各務原市主催
講師：野尻 智周

<岐阜県地域女性団体協議会研修会
ボランティアのためのオンライン入門講座>
2023年3月6日 岐阜県地域女性団体協議会主催
講師：野尻 智周

成果と課題 NPOやボランティアに関する理解を深める内容だけでなく、資金の獲得に関する内容など、さまざまな依頼があった。
今後もNPOのあるべき姿や運営支援、政策提言など、ぎふNPOセンターとして蓄積しているさまざまな情報、ノウハウを生かしながら、NPOを取り巻く環境と関連した内容を充実させていきたい。
ぎふNPOセンターのミッションや事業計画に合わせた内容で地域の担い手育成に関する講座講師の派遣を行っていく。

⑥生涯学習情報提供事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

自身が学んだ内容を開き、交流の場を作り出す生涯学習は、地域のつながり・コミュニティ構築の一つを担っている。生涯学習団体を含むNPO等の活動を支援し、住民主体の地域づくり活動を促進する。

事業の目的 生涯学習情報のホームページで情報提供を行い、市民が生涯学習への参加の機会を作る。生涯学習団体に対しては、生涯学習の持つ「地域のつながりづくり」の可能性を伝え、またNPO等との連携を通じて地域の課題解決の取り組みを促進することを目的に実施する。

事業の概要 岐阜県が紹介している生涯学習の指導者情報の広報、講座等を開催するために講師を依頼したい団体と指導者の仲介、生涯学習団体への岐阜県の提唱する「地域づくり型生涯学習」の紹介を行った。

成果と課題 生涯学習の指導者情報やグループ情報を活用し、講座を企画している団体と講座講師との仲介を行った。指導者情報等に掲載が無い場合は、内容を聞き取り、条件に合う講師を紹介した。
ぎふNPO・生涯学習プラザ事業の中で、生涯学習団体を含む市民活動団体の相談に対応している。しかし、NPO法人格を取得していない生涯学習団体からの相談は少ないため、広報の必要性を感じる。

⑦災害時専門ボランティア受け入れ推進事業 <岐阜県社会福祉協議会委託事業>

法人ミッションとのつながり

災害という誰にも関係するキーワードを通じ、さまざまな団体が日常からつながっていくことができる取り組みは、NPO の連帯を強め、活動の活性化を促すことができる。

事業の目的

全国各地で頻発する自然災害に対し、様々な組織、機関が連携しながら、被災した人々が一日も早く日常生活を取り戻すことを念頭に、数多くの人たちが災害にも強い地域づくりを目指して日々の活動に取り組んでいる。そのような中、災害だけでなく、子育て、福祉、環境など、専門性の高いスキルを持った NPO や市民活動団体等が、それぞれの得意性や専門性を生かしながら災害時にも地域で支援等の活動が行えるよう、また災害時に自分たち自身の活動をどうしていくかを考えていく必要がある。そこで、日頃から災害について意識し、近隣市町村の関係者と顔の見える関係づくりを行っていくことを目的に研修の機会を設けた。また、災害時に開催される「情報共有会議」についても知ってもらい、研修を通じて専門性を持ったボランティア間の顔の見える関係の構築を図る。

事業の概要

1) 開催日時（形式は全てオンライン）

- 【岐阜圏域】日時：3月12日(日) 14:00～16:00
- 【中濃圏域】日時：3月13日(月) 10:00～12:00
- 【東濃圏域】日時：3月15日(水) 14:00～16:00
- 【西濃圏域】日時：3月16日(木) 14:00～16:00
- 【飛騨圏域】日時：3月17日(金) 10:00～12:00

2) 研修内容

- ① 講義
- ② 地域で活動する団体からの話題提供
- ③ 意見交換
- ④ まとめ

3) アンケート

研修に関連したアンケートを実施した。アンケートは社会福祉協議会向け、行政向け、NPO 等向けに設定した。設問項目は以下の通り（回答結果については後述）。

【社会福祉協議会および行政向けアンケート】（設問項目は共通）

- Q. 現在、ボランティア団体や NPO などと「顔の見える関係」を築けている団体はありますか？
- Q. 先の質問で「ある」と回答した方へ。その団体は、どのような活動をしていますか？（複数回答）
- Q. 今後、災害時以外でもさまざまな NPO とつながりたいと考えていますか？
- Q. 先の質問で「つながりたい」と回答した方へ。どのようなつながりが欲しい、必要だと考えていますか？
- Q. 災害時に、NPO や企業などに期待している役割があればお書きください。

Q. その他、ご意見などあればお書きください。

【NPO 等向けアンケート】

- Q. あなたの活動分野をお答えください（複数回答、最大 3 つまで）。
 Q. 災害時に発足される「情報共有会議」という言葉をご存じですか？
 Q. 災害時には、状況に応じて市町村社協が災害ボランティアセンターを設置します。災害ボランティアセンターについてご存じですか？
 Q. あなたたちの団体では、災害が起こった場合にどのように活動を継続（中止）するか検討していますか？
 Q. 災害時、あなたたちの団体（またはあなたご自身）は何らかの災害支援活動を行いたいと考えていますか？
 Q. 先の質問で「行きたい」と回答した方は、どのような活動を行いたいと考えていますか？
 Q. その他、ご意見などあればお書きください。

4) 参加者

各圏域での参加申込者は以下の通り。ただし他の圏域に申し込みがあった場合でもオンライン参加の URL は同一としたため、申し込みのない圏域に参加した人もあった。

括弧内の参加デバイス数および参加者数には講師および話題提供者も含んでいる（管理用 PC は除外）。各デバイスで複数人参加していた場合は参加名簿からの推測。

- 【岐阜圏域】フォームによる申込 17 名（18 デバイス、20 名）
 【中濃圏域】フォームによる申込 22 名（23 デバイス、27 名）
 【東濃圏域】フォームによる申込 21 名（18 デバイス、24 名）
 【西濃圏域】フォームによる申込 18 名（17 デバイス、20 名）
 【飛騨圏域】フォームによる申込 14 名（16 デバイス、20 名）
 合計（延べ）92 名（92 デバイス、111 名）

5) 動画の配信

オンライン配信の内容については振り返りや組織内での共有に使用してもらえよう、動画配信サービスを使用して視聴可能な状態とした。

（検索等による表示はされず、視聴のためには以下の URL の入力が必要となる）

- 【岐阜圏域】<https://youtu.be/nkjroPhnDvQ>
 【中濃圏域】<https://youtu.be/L24LUypPC80>
 【東濃圏域】<https://youtu.be/p2o2gIYyGYk>
 【西濃圏域】<https://youtu.be/IgcD2fVb5EE>
 【飛騨圏域】<https://youtu.be/DRpdzKwhJP0>

講師および各回の話題提供

圏域	テーマ	講師、話題提供者
全域	災害時における専門ボランティア受入や顔の見える関係づくりについて ～三者連携のために相手を知ること～	園崎 秀治氏(Office Sonozaki)
岐阜	市民が発信！ラジオによる防災力の向上	廣瀬 矢須維 氏(てにておラジオ)
中濃	NPOとしてできること	後藤 佳美 氏(NPO 法人可児市 NPO 協会)
	可児市の在住外国人とその課題 可児市多文化共生センターの取り組み 国際交流協会の取り組み	各務 眞弓 氏(NPO 法人可児市国際交流協会)
東濃	地域の防災力を高める	岩井 慶次 氏(日本防災士会岐阜県支部)
西濃	誰も取り残されない避難所運営を 目指して ～私たちができる事や求められていることを 考えよう～	伊藤 三枝子 氏(清流の国ぎふ女性防災士会)
飛騨	誰にだって、できることは必ずある(スキルの積極活用と誰もが参加できる仕組みづくり)	川上 哲也 氏(NPO 法人 V ネット)
	地域防災と多様性への配慮	五十嵐 浩子 氏(NPO 法人すえひろ)

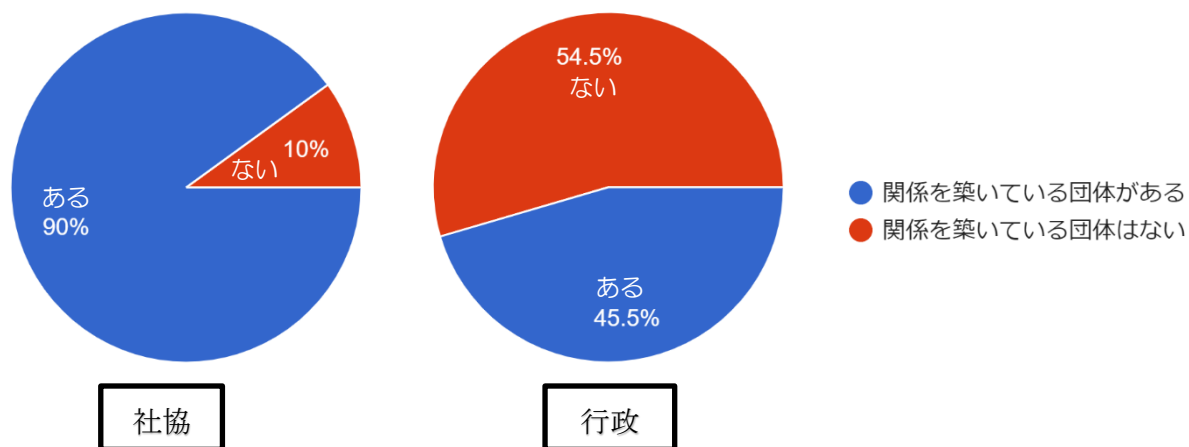
社協・行政・NPO「顔の見える関係」「つながりづくり」アンケート結果

1) アンケート結果概要

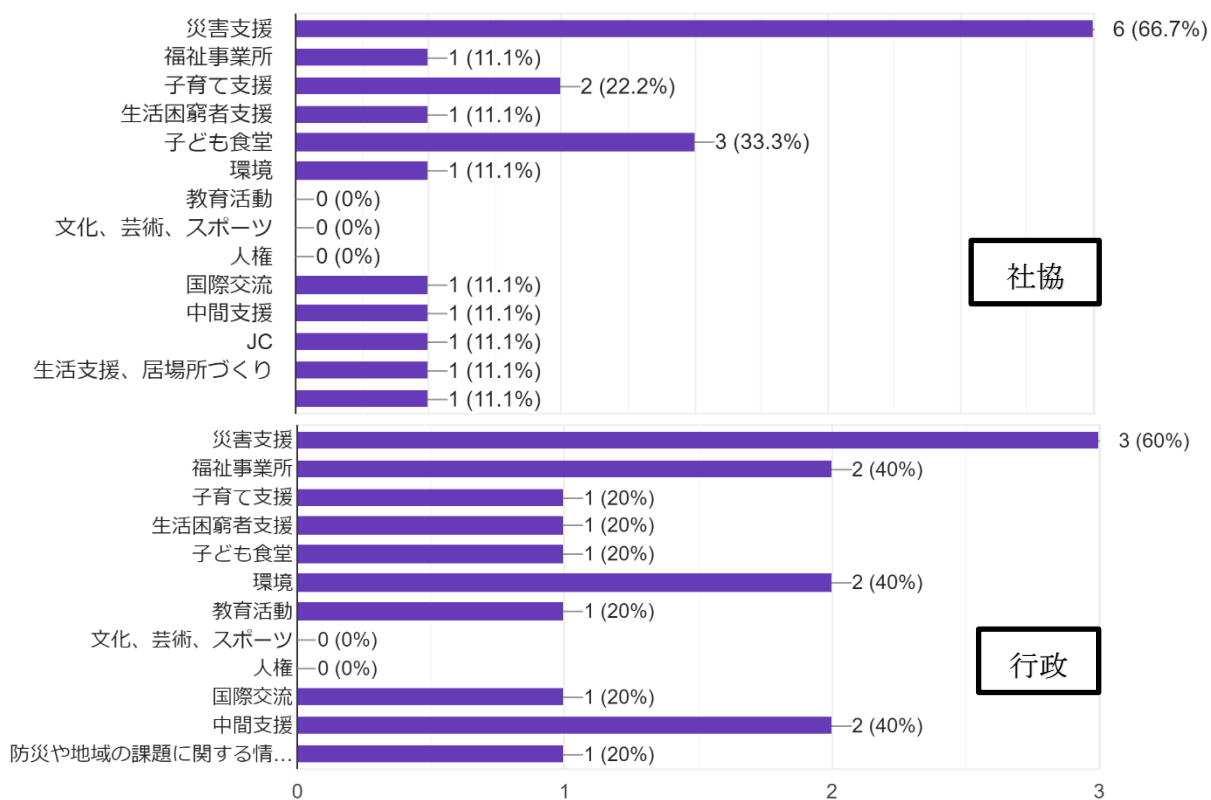
- ・回答は社協から 10 件、行政から 11 件、NPO から 16 件（うち企業 1 件、個人 1 件、労働組合 1 件）。
- ・社協は NPO とのつながりはあるものの、行政はつながっていない（部署にもよると思われる）。
- ・社協、行政は災害時以外でも NPO とつながりたいと考えている回答が多いものの、つながり方には一定の考えがある回答者も多い。
- ・NPO は災害支援への意欲がある回答が多いものの、情報共有会議の認知や「備え」については「これから」と思われる団体が多い。
- ・期待する役割も行いたい活動も比較的「得意を生かした」内容が回答されている。

2) 社協・行政向けアンケート結果

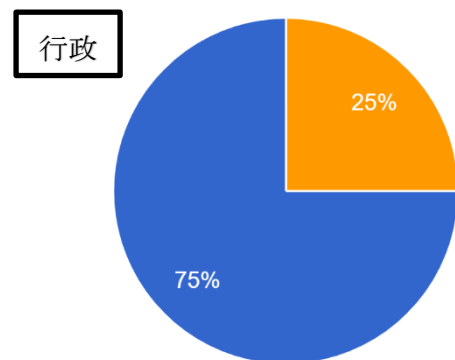
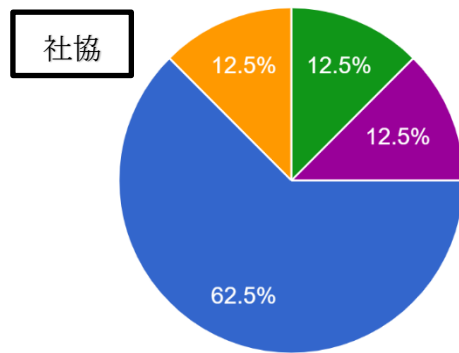
質問:NPO と「顔の見える関係」を築けている団体はありますか？



質問:「顔の見える関係」を築けている団体は、どのような活動をしていますか？



質問: 今後、災害時以外でもさまざまな NPO とつながりたいと考えていますか？



- つながりたいと思う (62.5%)
- 必要だとは思わない (0%)
- 初めから多くの NPO とのつながりは困難であるため、段階的につながっていききたい (12.5%)
- 災害時を見据えても平時のつながりがあることは重要と考える (12.5%)
- その他 (12.5%)

- つながりたいと思う (75%)
- 必要だとは思わない (0%)
- わからない (25%)

質問: どのようなつながりが欲しい、必要だと考えていますか？

【社協】

- ・生活支援や福祉活動での協力
- ・災害時同様に、自身が困った時に助けを求められる関係が理想
- ・平時から情報を共有し、お互いの活動を知ることができる関係
- ・移動支援、配食など

【行政】

- ・顔の見える関係づくりが必要と考えています。災害時のみならず、まちづくりや福祉の分野で今後より一層連携を図り、事業を進めていく必要があると考えているためです。
- ・災害前から準備を進める体制づくり
- ・どのようなつながりが可能で、どのようなメリット、デメリットがあるのかまずは確認したいです。そのうえで、関係性を検討できればと思います。
- ・暮らしをめぐるあらゆる分野で総合的に連携できるネットワークが構築できればと考えています。
- ・災害以外でも高齢者や障がい者への支援につながる可能性があるならば、つながりが必要になってくると考えている。

質問: 災害時に、NPO や企業などに期待している役割

【社協】

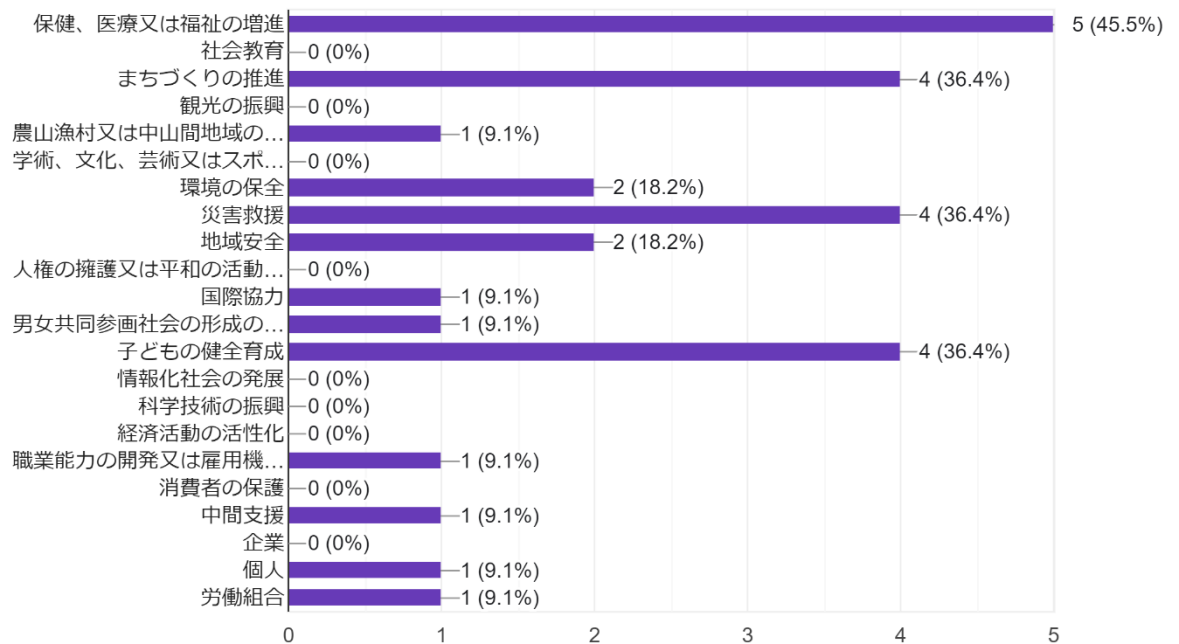
- ・様々な経験、知識を活かした支援。
- ・災害ボランティアの人材。
- ・活動物資やボランティア用駐車場の提供。
- ・ずれてしまうが、お互いに何を求め、提供できるか知らないなので、知ってからかなと思います。
- ・専門的な知識や支援を期待している。
- ・人的支援および物的支援。
- ・人材の派遣など。

【行政】

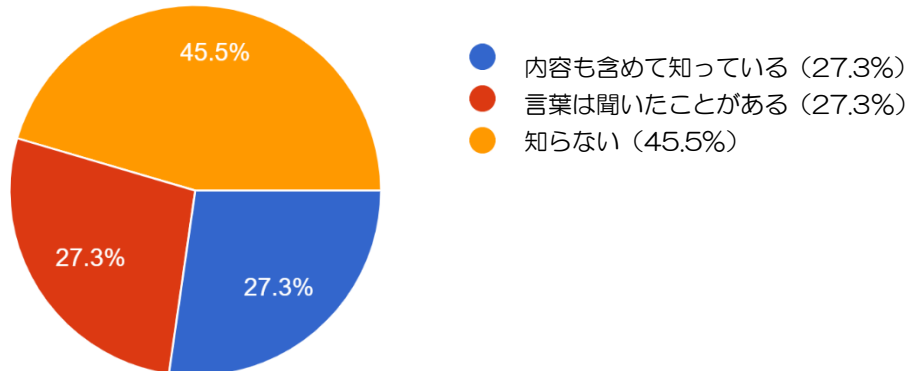
- ・災害関連死を減らすためにも、要配慮者への支援にご協力いただきたいです。
- ・被災者個々に対応した支援。行政が手の届かない部分の支援。
- ・行政の手の届かない支援（心のケア、災害弱者よの寄り添い等）。

3) NPO等向けアンケート結果

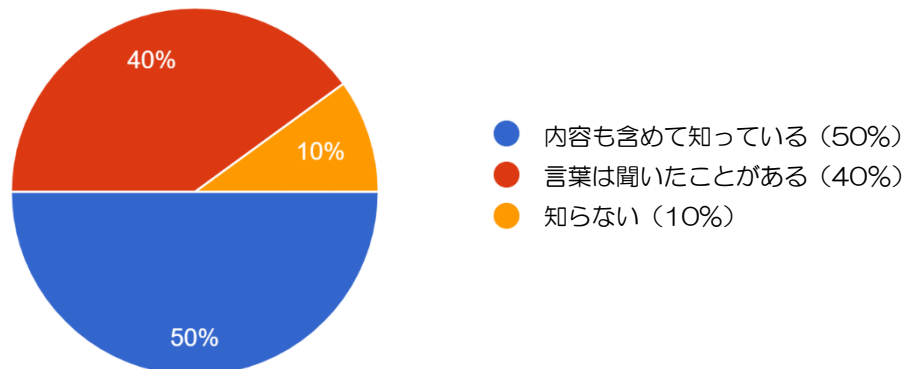
質問:活動分野をお答えください(複数回答、最大3つまで)



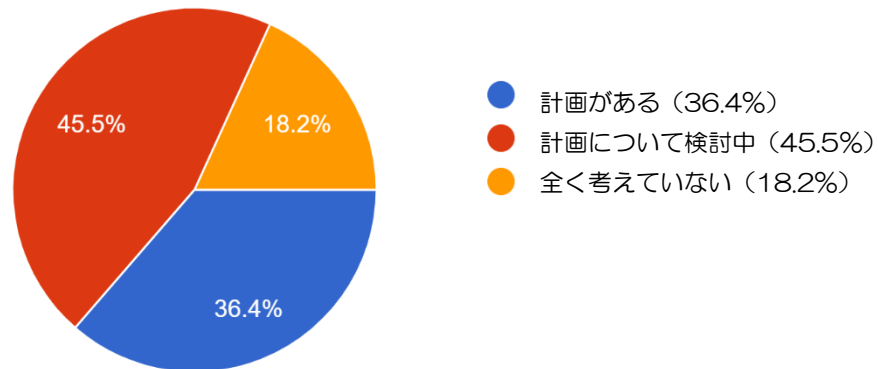
質問:「情報共有会議」という言葉をご存じですか？



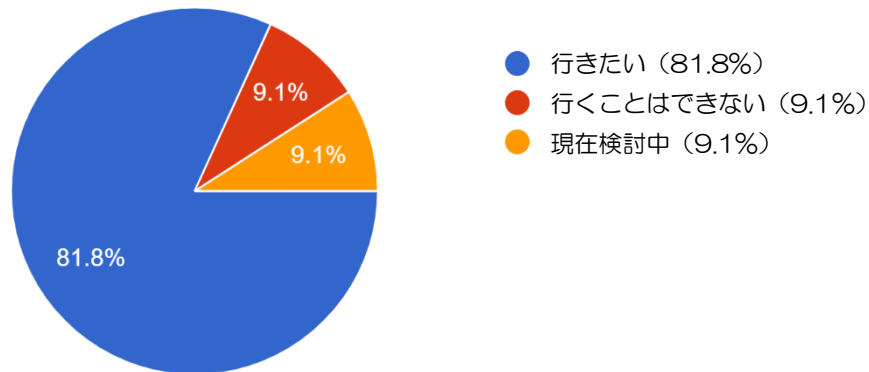
質問:災害ボランティアセンターについてご存じですか？



質問:災害が起こった場合にどのように活動を継続(中止)するか検討していますか？



質問:何らかの災害支援活動を行いたいと考えていますか？



質問:災害時に、どのような活動を行いたいと考えていますか？

- ・所有する器材（発電機、刈払い機、粉碎機、車両）でインフラ整備に出動出来る。
- ・避難所運営に関わりたい。
- ・福祉避難所の受付。
- ・災害ボランティア。
- ・医療救護・こころのケア・救援物資配分・義援金募集・ボランティアセンター運営支援。
- ・救助や物資などの支援が最優先かと思いますが、避難場所でも子どもたちのストレス発散場所がないことが多いので、子どもたちの遊ぶ場の提供を行いたいと思っています。
- ・共生のコーディネート。
- ・福祉避難所でのオストメイトへの相談受付。
- ・被災地での支援、受援の情報収集。

4) NPO にとっての災害および災害支援に関する認識の現状

今回のアンケート結果から、NPO は災害に対する意識や気持ちは持っているものの、そのための準備については「これから」という団体が多いことが読み取れた。アンケートに協力してくれた人たちは、そもそも災害ボランティアや災害時に専門性を生かすことに比較的興味関心が高いことと考え合わせると、一般の NPO にとって災害は「誰にでも起こりうるものの、普段は意識していないもの」という認識であることが推測される。

研修の内容および意見交換会でも出されたキーワードに「災害支援は総力戦である」というものがある。適材適所という言葉が示すように、さまざまな方や NPO がそれぞれの専門性を生かして災害支援に臨むことは、その総力戦にかならずプラスに働くはずである。災害時、被災してしまった方たちが一日でも早く日常を取り戻すことができるよう、改めて NPO の災害に関する興味を引き出し、意識を高めていく取り組みが必要である。

成果と課題

本研修の実施にあたり、多くの参加者から「参加してよかった」「気になっていた事柄を聞くことができた」などの感想をいただくことができた。また、参加した NPO のスタッフからもそれぞれの活動に結びつけて考えてもらう機会を提供でき、意見交換ではそうした発言を得ることもできた。それらは研修の実施で得られた成果だといえる。

しかし、その一方でまだまだこのような研修に参加していない、興味関心を抱いていない NPO が数多く存在することも事実である。先述したように「災害支援は総力戦」である。岐阜という地域が災害時に総力を挙げて結びつき、他地域からの支援を受け入れながら日常生活を取り戻すためにも、現状を踏まえた上で「より多くの NPO が興味を持つ」内容やキャッチフレーズを工夫し、顔の見える関係づくりを進めていくことが肝要である。

⑧社会福祉振興助成事業（WAM助成）オンライン募集説明会 <WAM 委託事業>**法人ミッションとのつながり**

NPOが助成金を獲得することは、既に実施している活動の資金になるのみならず、新たな取り組みを促し、地域に還元されていくことにつながる。また助成金の説明会を開催することで助成財団等とのつながりを深め、ノウハウや知見の蓄積につながっていく。そうした成果をさまざまなNPOに還元することは地域力の向上に結びつく。

事業の目的 WAM 助成に関する説明会および個別相談会を実施することで、申請を検討している団体が助成金に関する理解と助成団体との結びつきを深める。

事業の概要 2023 年 1 月 16 日に、東海地域をはじめとする助成金申請を考えている団体を対象としてオンラインで説明会を開催した。

成果と課題 参加者からは「助成応募要項の不明な点が明確になった」「助成元の思いが理解できた」などの感想が聞かれた。ぎふNPOセンターが助成元と一緒に助成金の説明会を行うことで、助成金申請の相談対応にも生きてくる。今後も岐阜県のNPOの助成金申請に役立つ事業を実施していきたい。

⑨ 岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート <自主事業>

法人ミッションとのつながり

首長選挙の立候補者に対して市民活動施策の考えに関するアンケートを行い、首長候補者の NPO を含む住民の活動への考えを聞き、NPO 関連施策への理解を促し、NPO の活動を推進するための環境整備を行う。

事業の目的 岐阜県内で実施される首長選挙(県知事および市町村長選挙)の立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状を送り、回答を公開することで、行政、市民双方の協働のまちづくりへの意識を醸成する。

事業の概要 2022 年度において、岐阜県内では、東白川村、神戸町、白川町、高山市、可児市、養老町、池田町(選挙日順)で首長選挙が実施された。新聞等で確認できた立候補予定者へ質問状を送り、ぎふ NPO センターのホームページで質問内容及び回答を公開した。

成果と課題 主に 3 つの質問「市民活動団体への期待」「市民活動団体への活動支援施策」「市民活動団体との協働関係の構築」について、自治体が実施している市民活動団体の支援施策や自治体の総合計画、協働のガイドラインを参考にしてアンケートを作成した。
選挙の時期に合わせてアンケートを実施し、自治体の市民活動支援施策や協働状況について確認してもらうことで、立候補予定者に NPO 関連施策を意識してもらうことができた。
回答を基に協働のまちづくりに向けた提案を行うなど、アンケートの活用方法を引き続き検討していく。

⑩ NPO の活動拠点等提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

小規模な団体への作業環境の提供は、各団体のリソース不足を補い必要な活動に力を向けてもらうことにつながる。必要な活動に注力することで、県内全体としての NPO の活動活性化を促すことができる。

事業の目的 多くの NPO にとって共通する課題である作業環境の不足を補完する。

事業の概要

- ・印刷機の利用 (有料)
- ・紙折機の利用 (無料)
- ・会議スペースの提供 (プラザ事業として実施)

成果と課題 印刷機の利用についてはのべ 23 団体であった。岐阜市内には別の施設に無料で利用可能な印刷機も用意されている(条件および制限等あり、紙は持ち込み)ことも考慮しながら、さまざまな相談機能と本事業の連携も考え合わせるなど、今後もさまざまな状況にある NPO にとって必要なインキュベーション機能について検討し、必要な支援について実施していく。

⑪ ぎふNPOセンターブックレット普及事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

住民が地域の課題を自ら解決に取り組む際の法人格として「NPO法人」を紹介し、団体の設立支援を通して、住民自ら地域課題に取り組みを促進する。また、住民主体の社会の実現に向けて、ぎふNPOセンターの思いを発信する。

事業の目的 NPO法人に対する理解を深め、法人設立のメリット・責務を知り、読者の望む形で地域や社会の課題との関わりが持てるようになることを目的として、ぎふNPOセンターの「NPO」に対する思いと法人設立への知識・経験をまとめて作成したブックレット普及する。

事業の概要 「NPO法人設立講座」等で使用しているブックレット「想いをかたちに！NPO法人設立の手引き」を法律や制度の変更、一般社団法人の紹介など、2021年現在のNPO法人を含む市民活動を取り巻く状況に合わせて情報を更新し、2012年に発行した第2版に、ぎふNPOセンターが培ってきた経験を加えて、第3版を作成した。このブックレットを用いて講座を実施し、NPO法人設立の相談があった際に資料として紹介するなどブックレットの普及を行った。

成果と課題 ブックレットは設立講座の資料として改良を重ねてきたこともあり、NPOの基礎知識からNPO法人の設立手続きに関わる内容を詳しく説明している。設立講座の資料として使うことを想定しているが、そのまま読んでも有用な内容となっている。設立講座の参加者だけでなく、広く普及していくために、ホームページ等を活用し、広報していく必要性を感じる。

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅱ.2022 年度 決算報告

自 2022 年 4 月 1 日

至 2023 年 3 月 31 日

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター

自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	110,000	
個人賛助会員受取会費	28,000	
団体会員受取会費	137,000	275,000

【受取寄付金】

受取一般寄付金		10,000
---------	--	--------

【受取助成金等】

受取委託金	29,503,067	
プラザ運営事業	(12,281,808)	
災害時ボランティア受入研修事業	(2,000,000)	
女性のつながりサポート事業	(14,296,319)	
美濃加茂市自治会のあり方検討会	(489,500)	
WAM助成金説明会	(65,840)	
美濃加茂市自治会への依頼見直し	(369,600)	
受取補助金	28,892,000	
孤独・孤立対策官民連携事業	(28,892,000)	58,395,067

【事業収益】

講師派遣事業収益	264,000	
講師代	(264,000)	
ブックレット普及事業収益	9,240	
ブックレット代	(9,240)	
専門相談事業収益	37,599	
会計サポート代	(24,000)	
会計ソフト代収益	(6,600)	
交通費分	(999)	
個別相談会参加費	(6,000)	
活動拠点提供事業収益	83,893	
印刷代	(83,893)	394,732

【その他収益】

受取 利息		106
経常収益 計		59,074,905

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給与手当(事業)	11,544,082
通 勤 費(事業)	409,823
法定福利費(事業)	1,597,150
人件費計	13,551,055

(その他経費)

報償費・謝金(事業)	1,084,625
旅費交通費(事業)	272,079
通信運搬費(事業)	995,954
印刷製本費(事業)	372,306
消耗品費(事業)	1,359,660
会 場 費(事業)	32,032
賃 借 料(事業)	825,432
委 託 費(事業)	7,987,776
研 修 費(事業)	13,480
会 議 費(事業)	22,001
保 険 料(事業)	26,853
渉 外 費(事業)	1,000
諸 会 費(事業)	33,000
租税 公課(事業)	1,436,200
印紙代等	(20,400)
消費税	(1,415,800)
支払補助金	25,112,860
その他経費計	39,575,258
事業費 計	

53,126,313

【管理費】			
（人件費）			
職員給与	615,537		
通 勤 費	35,715		
法定福利費	178,247		
福利厚生費	63,200		
人件費計	<u>892,699</u>		
（その他経費）			
報償費・謝金	471,875		
旅費交通費	72,325		
通 信 費	136,434		
賃 借 料	12,456		
事務所管理費	2,054		
事務所消耗品費	112,868		
租 税 公 課	74,900		
均等割	(72,000)		
印紙税	(1,800)		
支払手数料	(1,100)		
会 議 費	4,960		
印 刷 費	69,740		
渉 外 費	38,000		
他団体会費	(38,000)		
諸 会 費	1,375		
リ ー ス 料	24,000		
複合機	(24,000)		
その他経費計	<u>1,020,987</u>		
管理費 計		<u>1,913,686</u>	
経常費用 計			<u>55,039,999</u>
当期経常増減額			<u>4,034,906</u>
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
寄付金		<u>192,432</u>	
経常外費用 計			<u>192,432</u>
税引前当期正味財産増減額			<u>3,842,474</u>
当期正味財産増減額			<u>3,842,474</u>
前期繰越正味財産額			<u>11,129,026</u>
次期繰越正味財産額			<u><u>14,971,500</u></u>

事業の収支内訳

	①調査研究	②人材育成・研修		③啓発・広報		④相談・助言・提言				⑦社会包摂	
収入財源	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	委託事業 (岐阜県県民 生活課)	自主事業	委託事業 (福祉医療 機構)	自主事業	委託事業 (岐阜県男女共同参 画・女性の活躍 推進課)	補助金 (岐阜県地域 福祉課)
事業名	調査研究 事業	講師派遣 事業	講座開催 事業	ブックレット 普及事業	情報発信 事業	プラザ運営 事業	政策提言 事業	情報提供 事業 (VAM助成金 別明命)	専門相談	女性のつながり サポート事業	孤独・孤立対策 官民連携事業
(経常収益) 受取会費 受取寄付金 事業収益 受取助成金 受取委託金 受取補助金 受取利息 雑収益		264,000		9,240		12,281,808		65,840	37,599	14,296,319	28,892,000
経常収益計	0	264,000	0	9,240	0	12,281,808	0	65,840	37,599	14,296,319	28,892,000
(人件費) 給与手当 通 勤 費 法定福利費 福利厚生費		104,957 3,360 16,772		3,744 120 598		6,419,031 245,959 779,300	60,000	26,174 838 4,183	13,717 439 2,192	2,535,685 88,645 442,425	1,396,969 44,727 223,233
人件費計	0	125,089	0	4,462	0	7,444,290	60,000	31,195	16,348	3,066,755	1,664,929
(その他経費) 報償費・謝金 旅費交通費 通信運搬費 印刷製本費 印 刷 費 消耗品費 会 場 費 賃 借 料 事務所管理費 事務所消耗品費 リース料 広 報 費 委 託 費 研 修 費 会 議 費 車 両 費 燃 料 費 水道光熱費 保 険 料 渉 外 費 支払手数料 支払補助金 雑 費 諸 会 費 租税公課 印紙代 消費税 均等割		5,000 43,067				247,500 21,148 828,274 185,021 515,754 14,210 725,432	14,375 3,400 1,310 3,437 1,000	1,250 888 825	3,750 2,775 825 499,996 33,000	207,000 98,679 144,272 137,285 499,996 50,000 7,257,186 20,000 626,878	81,875 33,692 10,890 207,147 50,000 250,000 25,112,860
その他経費計	0	48,067	0	0	0	3,179,886	23,522	2,138	40,350	9,047,296	25,746,464
経常費用合計	0	173,156	0	4,462	0	10,624,176	83,522	33,333	56,698	12,114,051	27,411,393

事業の収支内訳

	⑧地域資源を有効に活用する事業								事業部門	管理部門	合計
収入財源	委託事業 (岐阜県社会 福祉協議会)	委託事業 (美濃加茂市)	委託事業 (美濃加茂市)	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業			
事業名	災害時専門 ボランティア 受入研修事業	美濃加茂市自治 会のあり方検討 会運営支援	美濃加茂市自治 会への依頼事項 見直し支援業務	ハチドリ 基金運営 サポート 事業	子ども・若者 支援ネット 事業	ぎふ学生 ボランティア情報 提供事業	ファミサポ 連絡会議 事業	活動拠点 提供事業			
(経常収益)											
受取会費										275,000	275,000
受取寄付金										10,000	10,000
事業収益								83,893	394,732		394,732
受取助成金									0		0
受取委託金	2,000,000	489,500	369,600						29,503,067		29,503,067
受取補助金									28,892,000		28,892,000
受取利息										106	106
雑収益									0		0
経常収益計	2,000,000	489,500	369,600	0	0	0	0	83,893	58,789,799	285,106	59,074,905
(人件費)											
給与手当	527,586	174,000	68,222	60,000	60,000		60,000	33,997	11,544,082	615,537	12,159,619
通 勤 費	16,892	5,571	2,184					1,088	409,823	35,715	445,538
法定福利費	84,307	27,805	10,902					5,433	1,597,150	178,247	1,775,397
福利厚生費									0	63,200	63,200
人件費計	628,785	207,376	81,308	60,000	60,000	0	60,000	40,518	13,551,055	892,699	14,443,754
(その他経費)											
報償費・謝金	217,500	60,125	201,250				45,000		1,084,625	471,875	1,556,500
旅費交通費	41,389	18,161					8,880		272,079	72,325	344,404
通信運搬費	3,835	1,730				4,818			995,954	136,434	1,132,388
印刷製本費								50,000	372,306		372,306
印 刷 費										69,740	69,740
消耗品費	136,763								1,359,660		1,359,660
会 場 費	14,385								32,032		32,032
賃 借 料									825,432	12,456	837,888
事務所管理費										2,054	2,054
事務所消耗品費										112,868	112,868
リース料										24,000	24,000
広 報 費											0
委 託 費	480,590								7,987,776		7,987,776
研 修 費									13,480		13,480
会 議 費	20,891								22,001	4,960	26,961
車 両 費											0
燃 料 費											0
水道光熱費											0
保 険 料									26,853		26,853
渉 外 費									1,000	38,000	39,000
支払手数料									0	2,900	2,900
支払補助金									25,112,860		25,112,860
雑 費											0
諸 会 費									33,000	1,375	34,375
租税公課 印紙代		400							20,400		20,400
消費税 均等割	181,818								1,415,800		1,415,800
										72,000	72,000
その他経費計	1,097,171	80,416	201,250	0	0	4,818	53,880	50,000	39,575,258	1,020,987	40,596,245
経常費用合計	1,725,956	287,792	282,558	60,000	60,000	4,818	113,880	90,518	53,126,313	1,913,686	55,039,999

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所

[税込] (単位: 円)
2023年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	4,521,439
現 金	195,464	前 受 金	6,000
小口 現金	47,491	預 り 金	46,554
普通預金	16,212,705	未払消費税	1,146,900
現金・預金 計	16,455,660	流動負債 計	5,720,893
(売上債権)		負債合計	5,720,893
未 収 金	1,614,310	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	1,614,310	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	11,129,026
前 払 金	4,480	当期正味財産増減額	3,842,474
その他流動資産 計	4,480	正味財産 計	14,971,500
流動資産合計	18,074,450	正味財産合計	14,971,500
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	2		
有形固定資産 計	2		
(投資その他の資産)			
特定預金 2	2,467,941		
出 資 金	150,000		
投資その他の資産 計	2,617,941		
固定資産合計	2,617,943		
資産合計	20,692,393	負債及び正味財産合計	20,692,393

財 産 目 録

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所

[税込] (単位: 円)

2023年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	195,464
シンクタンク	(195,464)
小口 現金	47,491
センター用	(47,491)
普通預金	16,212,705
ゆうちょ銀行	(115,410)
郵便振替	(64,615)
十六銀行 県庁支店	(15,563,578)
十六銀行 別口1	(469,102)
現金・預金 計	16,455,660

(売上債権)

未 収 金	1,614,310
未収会費	(24,000)
プラザ事業	(681,808)
ハチドリ	(39,402)
講師派遣	(10,000)
美濃加茂市自治会のあり方検討会	(489,500)
美濃加茂自治会見直し支援	(369,600)
売上債権 計	1,614,310

(その他流動資産)

前 払 金	4,480
女性のつながりサポート	(4,480)
その他流動資産 計	4,480

流動資産合計

18,074,450

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	2
有形固定資産 計	2

(投資その他の資産)

特定預金2	2,467,941
出 資 金	150,000
momo出資金	(150,000)
投資その他の資産 計	2,617,941

固定資産合計

2,617,943

資産の部 合計

20,692,393

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	4,521,439
事業経費	(1,213,316)
管 理 費	(3,247,667)
ゆうメール	(60,456)
前 受 金	6,000
会 費	(6,000)
預 り 金	46,554
雇用保険料	(39,734)
その他	(6,820)
未払消費税	1,146,900

流動負債 計

5,720,893

負債の部 合計

5,720,893

正味財産

14,971,500

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター

2023年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正
NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸については、該当資産がない事から評価しません。

(2). 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産については、定率法で償却します。

無形固定資産については償却をしません。

(3). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込み方式で行い、税額の計算は本則主義によっています。

【事業費の内訳】

事業費の区分は別紙の通りです。

【固定資産の増減内訳】

【税込】(単位: 円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
什器備品(エアコン)	100,000	0	0	100,000	99,999	1
什器備品(紙折り機)	210,000	0	0	210,000	209,999	1
合計	310,000	0	0	310,000	309,998	2

【使途等が制約された資産の内訳】

当法人の正味財産は14,971,500円ですが、このうち2,467,941円は目的が決まっていますので、使途が制約されていない正味財産は12,503,559円です。

【税込】(単位: 円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
特定預金 1	192,432	0	192,432	0	
特定預金 2	2,467,919	22	0	2,467,941	
合計				2,467,941	

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅲ.2023 年度 事業計画

1. 2023 年度ぎふNPOセンターの運営に関する計画

1. 通常総会

開催日時： 2023 年 6 月 17 日(日) 14:00～15:00
会 場： OKB ふれあい会館 401 会議室およびオンライン
2. 理事会

月 1 回開催(毎月第 2 月曜日 19:30～21:00 予定)
3. 役員・フェロー

理事	(五十音順) 市来 圭(理事長)(1 月～) 北村 隆幸、中川 健史、(副理事長) 原 美智子(専務理事) 浅野 芳治、有田 朗、笠原 聡太郎、神田 浩史、 小池 達也、梶浦 良子、野尻 智周、山田 朋子
監事	各務 克郎
フェロー	岩間 誠、大澤 泰一、岸 智津子、駒宮 博男 徳村 稔、中嶋 幸雄、林 宏澄、廣瀬 康之、 渡辺 成洋、和田 信明
4. 事務局体制

【職員】8 人(常勤 4 人、非常勤 4 人)
理事会の協議を受けて、活動の企画・実施及び業務全般を担う。

【業務時間】

 - ①ぎふNPOセンター事務局
平日 9:00～18:00(土日祝・年末年始 閉所)
 - ②ぎふNPO・生涯学習プラザ
9:00～18:00(年末年始・OKB ふれあい会館休館日 閉所)
5. 情報発信

メーリングリスト及びホームページ等の媒体を通じて、ぎふNPOセンターの活動に係る情報やメッセージを広く発信していくとともに、岐阜県内のNPO・ボランティア等の活動にとって役立つ情報の発信ツールとして活用していく。

- ・ ぎふNPOセンター ホームページ
<http://gifu-npocenter.org/>
- ・ ぎふNPOセンター フェイスブック
<https://www.facebook.com/gifu.npocenter>

2. 2023 年度ぎふNPOセンターの事業に関する計画

1. 2023 年度(2023 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)事業計画

分類	実施事業	事業内容
(1) 地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携	1) 社会包摂 関連事業	
	①社会包摂関連提案事業	誰一人取り残さない地域づくりに向け、さまざまな機関、団体と連携していくための提案を行っていく。(特記すべき事業別記 i および ii)
	②岐阜県女性のつながりサポート支援事業	生理の貧困など、さまざまな困難を抱える女性に対し生理用品の配布、相談窓口の開設、居場所の提供、訪問支援等を行う。
	③岐阜県 孤独・孤立対策官民連携事業	岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、各団体が行う取り組みに対して補助金の交付を行う。
	2) より広い社会との協働・連携	
	①NPO法人ぎふハチドリ基金 運営支援事業	市民ファンドの運営を人的に支援する。 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 iii)
	②「子ども・若者支援ネットワーク 岐阜」事業運営業務	困難を有する子ども・若者とその家族を包括的に支援する地域ネットワークによる定例会議の開催
	③ぎふ学生ボランティア 情報提供事業	県内の学生、生徒へのボランティア・地域活動等の情報発信
	④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議 運営事業	ファミサポ運営団体及び行政の情報・意見交換のための会議運営
	⑤美濃加茂市自治会支援委託業務	美濃加茂市内の主に自治会役員を対象に、自治会の役割やあり方を考える検討会を実施する。
	⑥政策提言事業	NPOがより活動しやすい環境づくりに資するための政策提言等の実施 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 ii)

分類	実施事業	事業内容
(2) NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長	①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	a) NPOの設立・運営に関する相談対応、ボランティア等のマッチング、情報提供、イベント開催等 b) 「NPOの組織基盤強化」のための調査、セミナー(専門家によるレクチャー等意見交換)等の実施 (特記すべき事業別記iv)
	②調査・研究・提案事業	a) 県内NPO法人の財政分析及び経年変化の分析等を実施する。 b) 県内市町村の協働への取り組み状況について調査を行う。 c) 市町村の中間支援機能があるところへのノウハウ提供と共同の提案を行う。 d) 市町村にNPO等や市民活動団体等を応援する部署がない場合、その必要性と守値の掘り起こし等を実施する。 e) コロナ禍がNPOやその活動および活動の先にいる人々や状況に与える影響を調査、分析し、必要な事柄について検討する。
	③講座開催事業 -人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-	自治体職員向け講座、NPO人材育成講座、NPO法人設立講座、NPO法人運営講座、会計しっかりマスター講座、会計実務サポート議員向け勉強会 (特記すべき事業別記v)
	④専門相談・講師等派遣事業	講師、相談員等の派遣
	⑤生涯学習情報提供事業	課題解決型生涯学習団体の情報を提供することで、地域づくりに資する。
	⑥災害時専門ボランティア受け入れ推進事業	災害時にも発揮できる地域力の醸成を目指す。また災害支援に関してNPOを含めた支援体制の構築等について検討する。 (特記すべき事業別記ii)
	⑦岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	岐阜県内で実施される知事および市町村長選挙に際して立候補者に市民活動支援および協働に関するアンケートを行い回答を公開する。
	⑧NPOの活動拠点の提供事業	NPOに不足している、インキュベート機能を補完する。
	⑨ぎふNPOセンターブックレット活用事業	2021年に改定し、制度の情報等を更新したブックレットを普及し、NPO法人の設立相談に活用する。

2. 2023年度の特記すべき事業

i) 社会包摂関連提案事業

事業の方向性 2021 年 3 月で受託者としての任を終えた「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援事業などではさまざまなノウハウやネットワーク、考え方を蓄積することができた。社会包摂に関する取り組みにおいて当法人が果たす役割は大きいと考えている。地域づくりではさまざまな地域、団体との連絡・連携が不可欠であり、「つなぐ役割」「伝える役割」などを果たしながら、多くの主体と共に歩み「誰一人取り残さない地域づくり」の更なる推進に努めていきたい。

ii) 政策提言事業

事業の目的 本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じて NPO の意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くの NPO などが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

事業の概要

- ①伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。
- ②生活困窮者自立支援法の改定を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。また多機関が協働しうるネットワーク構築にも寄与していく。
- ③NPO の主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下で、その指導・監督方針を、市町村行政と協議し、NPO 等の活動環境改善に向けて政策提言していく。
- ④中間支援センターが各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPO への支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。【成果目標】行政の担当者が交流する機会を今年度中に設け、3 自治体での事業検討を目指す。
- ⑤昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。【成果目標】各 NPO が災害時に果たし得る役割を認識できている状態を目指し、災害支援ネットワークにおいて中間支援の役割を果たしていく。
- ⑥岐阜県内で実施される首長選挙（県知事および市町村長選挙）立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状をお送りし、行政、市民双方の協働のまちづくりのへの意識を醸成する。

iii)「NPO法人ぎふハチドリ基金」運営支援事業

事業の目的	2018 年 2 月に法人として新たな一步を踏み出した「ぎふハチドリ基金」は、2020 年 3 月に税制優遇が受けられる「認定NPO法人」になった。今後も組織としての安定を目指し、主に人的支援等の運営支援を行う。
事業の概要	(1)「認定NPO法人」に対する組織支援 ・法人運営基盤の強化を図る。 ・定期的に岐阜県NPO担当課との協議を図る。 (2) 周知広報ツールの構築と更新 ・リーフレット等を活用し、取り組みを広く周知する。 (3) 事務局運営 ・理事会の開催 ・助成事業実施団体への連絡業務等 ・助成事業の広報活動 ・寄付募集のためのイベント、広報、啓発活動 ・次年度助成事業募集および審査委員会運営 など

iv) ぎふNPO・生涯学習プラザ事業

事業の目的	NPOのみならず、地縁組織、企業、行政等との連携を深める事業を行い、住民主体の地域づくりに寄与することを目的とする。
事業の概要	災害の発生やコロナ禍の影響など予測不能な事態の発生が懸念される昨今の状況を鑑み、また岐阜県の市民活動支援事業の役割や県内NPOの総合窓口として果たすべき役割について考える。

v) 講座開催事業-人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-

事業の目的	従来開催してきたような講座事業の目的に加え、NPOやNPO法の趣旨、協働ガイドラインについて学び合う講座を行い、協働のガイドラインに基づいた協働協議の場づくりに寄与すること、またNPOの運営力を高めていく。また議員向け勉強会はお互いの取り組みを学ぶ場としても位置付け、議会、NPO双方が連携して協働のまちづくりを進めることを目的とする。
事業の概要	※NPO法人設立講座や運営講座の概要は報告を参照。 自治体のNPO法人担当部署や市民活動関係部署の行政職員に向けて、協働による地域づくりを念頭にNPO等の市民活動や協働のガイドラインに基づいた協働の理念などを伝える講座を開催する。また、NPOの組織運営を円滑に行っていくための運営講座、会計講座等を開催する。「NPOの会計基準」の普及率を上げ、NPO活動への理解促進や協働の可能性を上げられるような講座の開催に努める。 議員向け勉強会は本格的な実施に向けて検討および試行を重ねていく。

上記「特記すべき事業」をはじめとする各事業に注力するほか、地域づくりを進めるため、自主事業の創出、助成金、委託事業等の獲得に向けて積極的に取り組んでいく。

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

IV.2023 年度 活動予算

自 2023 年 4 月 1 日

至 2024 年 3 月 31 日

活 動 予 算 書

(単位：円)

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター

自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日

	2022年度決算	予算案	
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	110,000	170,000	
個人賛助会員受取会費	28,000	25,000	
団体会員受取会費	137,000	150,000	
	275,000	345,000	
【受取寄付金】			
受取一般寄付金	10,000	50,000	50,000
【受取助成金等】			
受取助成金	0	0	
受取委託金	29,503,067	29,578,127	
受取補助金	28,892,000	24,000,000	
	58,395,067	53,578,127	
【事業収益】			
講師派遣事業他事業収益	394,732	960,000	960,000
【その他収益】			
受取 利息	106	100	100
雑 収 益	0		
経常収益 計	59,074,905	54,933,227	
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給与手当	11,544,082	13,483,654	
雑給	0	0	
通 勤 費	409,823	794,376	
法定福利費	1,597,150	2,283,298	
福利厚生費	0	0	
人件費計	13,551,055	16,561,328	
(その他経費)			
報償費・謝金	1,084,625	1,980,000	
旅費交通費	272,079	504,272	
委 託 費	7,987,776	7,400,000	
通信運搬費	995,954	1,649,309	
印刷製本費	372,306	1,175,010	
消 耗 品 費	1,359,660	1,208,407	
会 場 費	32,032	71,240	
賃借料・リース料	825,432	0	
研 修 費	13,480	80,000	
会 議 費	22,001	114,058	
事 務 所 費	0	200,000	
保 険 料	26,853	15,000	
諸会費・渉外費	34,000	0	
租税 公課	1,436,200	1,045,356	
支払手数料	0	0	
支払補助金	25,112,860	20,000,000	
その他経費計	39,575,258	35,442,652	
事業費 計	53,126,313	52,003,980	

【管理費】		
（人件費）		
職員給与	615,537	448,346
通 勤 費	35,715	22,704
法定福利費	178,247	69,141
福利厚生費	63,200	50,000
人件費計	892,699	590,191
（その他経費）		
報償費・謝金	471,875	120,000
旅費交通費	72,325	80,000
通 信 費	136,434	80,000
事務所管理費	2,054	105,000
賃借料・リース料	36,456	140,000
事務所消耗品費	112,868	100,000
租税 公課	72,000	73,200
会 議 費	4,960	5,633
印 刷 費	69,740	10,795
渉 外 費	38,000	38,000
慶 弔 費	0	6,015
支払手数料	2,900	
雑 費	0	1,080
諸 会 費	1,375	1,350
その他経費計	1,020,987	761,073
管理費 計	1,913,686	1,351,264
経常費用 計	55,039,999	53,355,244
当期経常増減額	4,034,906	1,577,983
【経常外収益】		
経常外収益 計	0	0
【経常外費用】		
固定資産除却損	0	0
寄付金	192,432	0
経常外費用 計	192,432	0
税引前当期正味財産増減額	4,034,906	0
当期正味財産増減額	3,842,474	0
前期繰越正味財産額	11,129,026	14,971,500
次期繰越正味財産額	14,971,500	16,549,483

事業の収支内訳

定款上の事業の種類	Ⅰ 調査研究事業			Ⅱ 人材育成・研修事業			Ⅲ 啓発・広報事業			Ⅳ 相談・助言・提言事業			
収入源泉	自主事業 (2)~②			自主事業 (2)~④	自主事業 (2)~③		自主事業 (2)~⑨	自主事業 (2)~⑤		岐阜県 (県民生活課) (2)~①	自主事業 (1)~②~⑥	自主事業 (2)~④	
事業名	NPOの活動課 運営費・後 方支援のた めの調査研 究事業	小計		講師派遣 事業	講座開催 事業	小計	ブックレ ット発行事業	情報発信 事業	小計	プラザ事業	政策提言 事業	専門相談 事業	小計
(経常収益)													
受取会費		0				0			0				0
受取寄付金		0				0			0				0
事業収益				500,000	150,000	650,000	20,000		20,000		100,000	70,000	170,000
受取助成金		0				0			0				0
受取委託金		0				0			0	12,281,808			12,281,808
受取補助金		0				0			0				0
受取利息		0				0			0				0
雑収益		0				0			0				0
合計	0	0		500,000	150,000	650,000	20,000	0	20,000	12,281,808	100,000	70,000	12,451,808
(人件費)													
給与手当	30,000	30,000		150,000	60,000	210,000	0		0	8,078,744	26,350	25,560	8,130,654
雑 給		0				0			0	0			0
通 勤 費	5,590	5,590		1,180	500	1,680	0		0	309,521	980	1,960	312,461
法定福利費	10,870	10,870		11,340	6,340	17,680	0		0	1,340,696	5,380	10,760	1,356,836
福利厚生費		0				0			0	0			0
人件費計	46,460	46,460		162,520	66,840	229,360	0	0	0	9,728,961	32,710	38,280	9,799,951
(その他経費)													
報償費・謝金	50,000	50,000		50,000	30,000	80,000	12,500		12,500	700,000	30,000	12,500	742,500
旅費交通費	15,000	15,000		50,000	9,000	59,000	8,810		8,810	60,000	15,000	18,662	93,662
通信運搬費	10,000	10,000			26,880	26,880	10,000		10,000	850,000		3,269	853,269
印刷製本費		0				0			0	300,000		4,010	304,010
消耗品費		0				0			0	220,000		0	220,000
会場費		0				0			0	13,000		0	13,000
賃借料		0				0			0	0			0
事務所管理費		0				0			0				0
広報費		0				0			0	0			0
委託費		0				0			0	0			0
再委託事業費		0				0			0				0
研修費		0				0			0	80,000			80,000
会議費		0				0			0	9,150			9,150
車両費		0				0			0	0			0
燃料費		0				0			0	0			0
水道光熱費		0				0			0	0			0
保険料		0				0			0	15,000			15,000
渉外費		0				0			0				0
諸会費		0				0			0	0			0
慶弔費		0				0			0				0
雑 費		0				0			0				0
租税公課 印紙税		0				0			0	20,000			20,000
消費税		0				0			0	216,660			216,660
均等割		0				0			0				0
その他経費計	75,000	75,000		100,000	65,880	165,880	31,310	0	31,310	2,483,810	45,000	38,441	2,567,251
合計	121,460	121,460		262,520	132,720	395,240	31,310	0	31,310	12,212,771	77,710	76,721	12,367,202
収支差額	△ 121,460	△ 121,460		237,480	17,280	254,760	△ 11,310	0	△ 11,310	69,037	22,290	△ 6,721	84,606

事業の収支内訳

定款上の事業の種類		Ⅶ社会包摂関連事業			Ⅷ地域資源を有効に活用する事業						事業合計	管理部門	合計
収入源泉	岐阜県 (地域福祉課) (1)-1-②	岐阜県 (男女共同参画女性の 部局推進課) (1)-11-②	小計	岐阜県社協 (2)-⑦	委託事業 (美濃加茂市)	自主事業			自主事業 (2)-⑧	小計			
事業名	孤立・孤独対 策官民連携 事業	女性のつな がりサポー ト支援事業		災害時専門 ボランティア 受け入れ 業務	美濃加茂市自 治会のあり方 検討会助成金 支援等	(1)-2-① ハチドリ基 金運営サ ポート事業	(1)-2-② 子ども・若 者支援ネッ ト事業	(1)-2-④ ファミサポ 連絡会開 事業	活動拠点 提供事業				
(経常収益)													
受取会費									0	0	345,000	345,000	
受取寄付金									0	0	50,000	50,000	
事業収益									120,000	120,000	960,000	960,000	
受取助成金									0	0	0	0	
受取委託金		14,296,319	14,296,319	2,000,000	1,000,000				3,000,000	29,578,127		29,578,127	
受取補助金	24,000,000		24,000,000						0	24,000,000		24,000,000	
受取利息									0	0	100	100	
雑収益									0	0	0	0	
合計	24,000,000	14,296,319	38,296,319	2,000,000	1,000,000	0	0	0	120,000	3,120,000	54,538,127	395,100	54,933,227
(人件費)													
給与手当	1,943,000	2,000,000	3,943,000	700,000	350,000	100,000	20,000	0	0	1,170,000	13,483,654	448,346	13,932,000
雑 給		0	0							0	0	0	0
通 勤 費	223,554	192,863	416,417	46,777	5,571	4,900	980	0	1960	58,228	794,376	22,704	817,080
法定福利費	343,400	373,202	716,602	134,675	27,805	2,690	5,380	0	10,760	181,310	2,283,298	69,141	2,352,440
福利厚生費			0							0	0	50,000	50,000
人件費計	2,509,954	2,566,065	5,076,019	881,452	383,376	107,590	26,360	0	10,760	1,409,538	16,561,328	590,191	17,151,519
(その他経費)											0		
報償費・謝金	500,000	300,000	300,000	500,000	250,000			45,000		795,000	1,980,000	120,000	2,100,000
旅費交通費	166,000	70,000	70,000	200,000	50,000			7,800		257,800	504,272	80,000	584,272
通信運搬費	10,000	623,760	623,760	115,400	10,000					125,400	1,649,309	80,000	1,729,309
印刷製本費	250,000	800,000	800,000	21,000	50,000					71,000	1,175,010	10,795	1,185,805
消耗品費	120,000	900,000	900,000	38,407	50,000					88,407	1,208,407	100,000	1,308,407
会場費	45,000	10,000	10,000	45,000				3,240		48,240	71,240		71,240
賃借料			0							0	0	140,000	140,000
事務所管理費		200,000	200,000							0	200,000	105,000	305,000
広報費			0							0	0	0	0
委託費		7,400,000	7,400,000							0	7,400,000		7,400,000
再委託事業費	20,000,000										20,000,000		20,000,000
研修費			0							0	80,000		80,000
会議費	30,000	50,000	50,000	15,250	30,000			9,658		54,908	114,058	5,633	119,691
車両費			0							0	0	0	0
燃料費			0							0	0	0	0
水道光熱費			0							0	0	0	0
保険料			0							0	15,000		15,000
渉外費			0							0	0	38,000	38,000
諸会費			0							0	0	1,350	1,350
慶弔費			0							0	0	6,015	6,015
雑費			0							0	0	1,080	1,080
租税公課 印紙税			0							0	20,000	1,200	21,200
消費税		626,878	626,878	181,818						181,818	1,025,356	0	1,025,356
均等割			0							0	0	72,000	72,000
その他経費計	21,121,000	10,980,638	10,980,638	1,116,875	440,000	0	0	65,698	0	1,622,573	35,442,652	761,073	36,203,725
合計	23,630,954	13,546,703	13,546,703	1,998,327	823,376	107,590	26,360	65,698	10,760	3,032,111	52,003,980	1,351,264	53,355,244
収支差額	369,046	749,616	24,749,616	1,673	176,624	△ 107,590	△ 26,360	△ 65,698	109,240	87,889	2,534,147	-956,164	1,577,983

特定非営利活動法人ぎふNPOセンター 設立趣旨及び定款

設立の趣旨と経緯

現在、世界はグローバル化の波に象徴される経済構造一元化への動きと、その影響下での地域格差の拡大が進んでいます。それは、富の地域間での不均衡、また地域内での不均衡を生み出し、それに伴う環境の劣化も驚異的速度で進行しています。そのため、持続可能な開発、持続可能な社会の希求と模索は焦眉の急となっています。日本国内でも、大都市への人口集中、農村部の過疎化、そして全般的な少子高齢化現象のなかで、地域コミュニティが急速に消失しつつあります。これは、ある意味で日本の歴史上未曾有の危機であるといえます。

このような状況下で、地域コミュニティを再生し、持続可能な社会の実現を図るための新たなパラダイムの構築と、その担い手の重要な構成要素である NPO の育成、発展は、私たちが果たさねばならない最優先の課題です。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、以上のような現状認識の基に、岐阜県域を中心とする日本の地域社会の中で、以下を目的とします。すなわち：

- ①地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、
- ②そのような住民主体の社会を実現するため、NPO を含む住民の自発的活動を支援し、促進すること。

以上の目的は、すなわち、NPO を組織し活動する不特定多数の市民、また、ボランティアとして社会貢献活動を行う不特定多数の市民、さらにはそのような活動の対象となる不特定多数の市民に対する利益に寄与するものです。

特定非営利活動法人ぎふ NPO センターは、この目的実現のため、既に 3 年の活動実績を有していますが、社会に対しての説明責任と透明性をより充実させるために法人格を取得するに至りました。

◆法人申請に至るまでの経緯

2000 年 10 月 1 日	任意団体「ぎふ NPO センター」設立	
	2000 年度	運営委員会 27 回開催
2001 年 10 月 6 日	2001 年度総会開催	2001 年度 理事会 13 回開催
2002 年 7 月 14 日	2002 年度総会開催	2002 年度 理事会 15 回開催
2003 年 7 月 3 日	特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立発起人会開催	
2003 年 7 月 26 日	2002 年度決算総会開催	
2003 年 7 月 26 日	特定非営利活動法人ぎふ NPO センター設立総会開催	

特定非営利活動法人ぎふNPO センター定款

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 りふNPOセンターという。(以下「法人」という。)

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の増進を図る活動
- 3 まちづくりの増進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の増進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①第4条に述べた特定非営利活動に係る調査・研究事業
 - ②第4条に述べた特定非営利活動に係る人材育成・研修事業
 - ③第4条に述べた特定非営利活動に係る啓発・広報事業

④第4条に述べた特定非営利活動に係る相談・助言・提言事業

⑤職業紹介に係る事業

⑥成年後見に係る事業

⑦社会的包摂推進に係る事業

⑧地域資源を有効に活用する事業

⑨その他、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人

(2)団体会員

この法人の目的に賛同し、共に活動する団体

(3)賛助会員

この法人の目的に賛同し、支援する個人、企業、行政など

(入 会)

第 7 条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡したとき、または賛助会員である団体などが消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、この法人の諸規定、および総会、理事会で決定した事項などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの抛出品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上15人以内
- (2) 監 事 1人以上4人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任など)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務また

は財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄官に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総

会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任または解任
- (5) そのほか運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号および第3号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款で規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的信録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を

可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的信録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決など)

第 36 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面または電磁的記録により賛否を示すことによって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 評議員

(評議員)

第 39 条 この法人の運営などに対する意見を求めるため、評議員を置くことができる。

2 評議員は理事会の議決に基づき、5人以上20人以内を選任し、理事長がこれを任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員は、第16条、第17条、および第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

5 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、評議員としてふさわしくない行為があったとき。

第8章 事務局

(職 員)

第 40 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。

3 事務局長は専務理事が兼務することができる。

4 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) そのほかの収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第12章 雑則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 - 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	和 田 信 明
専務理事	岩 間 誠
理事	岸 智津子
同	徳 村 稔
同	林 宏 澄
同	長 瀬 純 子
同	市 来 圭
監 事	渡 辺 成 洋
同	各 務 克 郎
 - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。
 - 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から2004年6月30日までとする。
 - 5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1)正会員 年会費 1口10,000円を1口以上
 - (2)賛助会員

個人 年会費	1口1,000円を2口以上
団体 年会費	1口1,000円を2口以上
企業、行政など 年会費	1口10,000円を5口以上
 - 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 附則
- この定款は、平成25年1月16日から施行する。
- 附則
- この定款は、平成27年3月26日から施行する。
- 附則
- この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 附則
- この法人の2019年度の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、2019年7月1日から2020年3月31日までとする。
- この定款の変更は、令和元年9月16日から施行する。
- 附則
- この定款の変更は令和4年7月19日から施行する

